

**平成28年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」計画調書
～ アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化 ～**

[基本情報]

1. 大学名 <small>(○が代表申請大学)</small>	名古屋大学		
2. 機関番号	<small>代表申請大学</small>	13901	
3. タイプ	A-①	キャンパス・アジア(CA)事業の推進 ＜CAパイロットプログラムでの実績をベースにさらに高度化した取組を行うもの＞	
4. 事業者 <small>(大学の設置者)</small>	ふりがな まつお せいいち (氏名) 松尾 清一	(所属・職名) 名古屋大学・総長	
5. 申請者 <small>(大学の学長)</small>	ふりがな まつお せいいち (氏名) 松尾 清一		
6. 事業責任者	ふりがな いしい みつき (氏名) 石井 三記	(所属・職名) 大学院法学研究科・研究科長	
7. 事業名	【和文】※40文字程度 東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成		
	【英文】 Training Human Resources for the Development of an Epistemic Community in Law and Political Science to Promote the Formation of “jus commune” in East Asia		
8. 取組学部・研究科等名 <small>(必要に応じ[]書きで課程区分を記入。複数の部局で合わせて取組を形成する場合は、全ての部局名を記入。大学全体の場合は全学と記入の上[]書きで全ての部局名を記入。)</small>	<small>学問分野</small>	<input checked="" type="radio"/> 人社系 <input type="radio"/> 理工系 <input type="radio"/> 農学系 <input type="radio"/> 医歯薬系 <input type="radio"/> 看護・医療系 <input type="radio"/> 全学 <input type="radio"/> その他	
	<small>実施対象 (学部・大学院)</small>	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 大学院 <input checked="" type="radio"/> 学部及び大学院	
	大学院法学研究科・法学部		

9. 海外の相手大学			
	国名	大学名	部局名
1	中国	中国人民大学	法学院
2	中国	清華大学	法学院
3	中国	上海交通大学	凱原法学院
4	韓国	成均館大学	法学専門大学院、社会科学部
5	韓国	ソウル国立大学	法科大学
6			
7			
8			
9			
10			

10. 連携して事業を行う機関(国内連携大学)					
	大学名	取組学部・研究科等名		大学名	取組学部・研究科等名
1			4		
2			5		
3			6		

(大学名:名古屋大学) (タイプA-①)

11. 「学校教育法施行規則」第172条の2第1項において「公表するものとする」とされた教育研究活動等の状況について、公表しているHPのURL

学校教育法施行規則第172条の2に定められた本学の教育研究活動の状況を公表しているURLは、以下のとおりである。

<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/teaching/>

12. 本事業経費(単位:千円) ※千円未満は切り捨て

年度(平成)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	合計	
事業規模	21,200	21,200	19,200	17,400	15,780	94,780	
内訳	補助金申請額	20,000	20,000	18,000	16,200	14,580	88,780
	大学負担額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000

13. 本事業事務総括者部課の連絡先 ※選定結果の通知等の事務連絡先となります。

部課名			所在地		
責任者	ふりがな (氏名)			(所属・職名)	
担当者	ふりがな (氏名)			(所属・職名)	
	電話番号			緊急連絡先	
	e-mail(主)			e-mail(副)	

※原則として、当該機関事務局の担当部課とし、責任者は課長相当職、担当者は係長相当職とします。

e-mail(主)については、できる限り係や課などで共有できるグループメールとし、必ず(副)にも別のアドレスを記入してください。

(大学名:名古屋大学) (タイプA-①)

事業の目的・概要及び交流プログラムの内容 【1ページ以内】

事業の目的・概要及び相手大学と実施する交流プログラムの内容について、以下の①～④を記入してください。

① 事業の目的・概要等

【事業の目的及び概要】

現在、経済的・文化的に非常に強く結び付いている日中韓三ヶ国は、将来に向けてさらにその連携を深めていくとともに、アジア全域に対して共同して指導力を発揮していくことが求められている。そのために重要なのは、政治・経済・外交的な連携の基礎となる社会的インフラストラクチャ、なかでも法を共有するとともに、それを三ヶ国で協調して運用することのできる人材を育成することである。また、ここで共有される法は、アジアにおける法の現状と理念を反映したものである必要がある。本事業では、以下のような学部生と大学院生の交流を通じて、東アジアの法と政治の連携を担う人材を育成する。

1) 学部生交流：本プロジェクトに参加する優秀で意欲のある学生を1年次教育の終了時に選抜し、2・3年次に共通カリキュラムによる教育を進める。まず2年前期には各国での準備作業として自国の政治・法体について学修するとともに、外国語能力を強化する。2年後期～3年次には、1学期、あるいは1年間、各大学へ留学し、共通講義を受講する。コアカリキュラムとして、①各国の法・政治に関する入門講義、②社会科学的素養と国際社会への視野を養うための世界を対照とした比較法・政治を扱う講義、③社会科学分野に特化したものを含めた語学科目を設定する(各大学で1年間、3分野×2科目×2単位＝12単位)。また、各大学で開講されている英語や現地語による授業等への出席も認める。この計画は、パイロット・プログラムの成果を基本的に継承する一方、学生参加の便宜を図るなどの変化をも加えた結果である。

2) 大学院生交流：日中韓の参加校の中で進められている東アジア法の共同研究・教育プロジェクトに積極的に関わることが期待される人材を選抜し、高度な知識を与え、また、自らの研究をサポートする。各国の大学は、「東アジア法研究ⅠA・B：東アジア比較法」(A・B各2単位)と「東アジア法研究ⅡA・B：東アジア共通法」(A・B各2単位)を開設し、大学院生は各学期2単位以上受講することが求められる。派遣期間の終わりには、派遣大学と受入大学の指導教員などが出席する報告会の場で、東アジア法の研究を含めた研究成果を報告することで、プログラムの履修生の資格を獲得する。大学院生のプログラムは、パイロット・プログラムにはなかったもので、本プログラムにおける発展や高度化の例といえる。

【養成する人材像】

1) 学部生交流：日中韓で活躍する法学部卒業のグローバル人材

学部生レベルの交流を経験してから、法学部を卒業した学生は、日中韓で活躍するグローバルな公務員(国際、国家、地方)、および、日中韓で活躍するグローバルな企業人材となることが想定される。このような人材は、東アジア共通法を現実社会へ普及し、また、作動させる過程において、中核的な役割を行うと期待される。

2) 大学院生交流：東アジア共通法の研究と実践を担う高度な人材

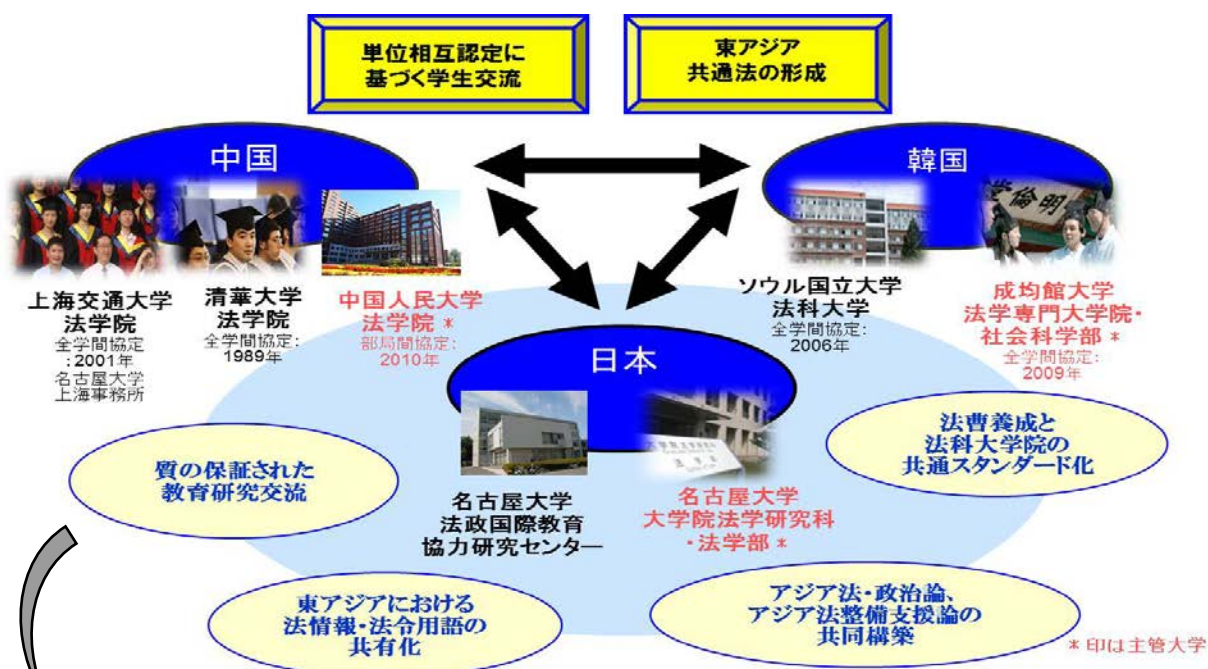
大学院レベルの学生交流によって、日中韓で活躍することでグローバルに活動する新しいタイプの法曹、および、日中韓で活躍することでグローバルに活動する新しいタイプの法律・政治分野の研究者を目指す人材が育成されると想定される。このような人材は、東アジア共通法の形成と運用に中核的な役割を果たすと期待される。

【本事業で計画している交流学生数】 各年度の派遣及び受入合計人数(交流期間、単位取得の有無は問わない)

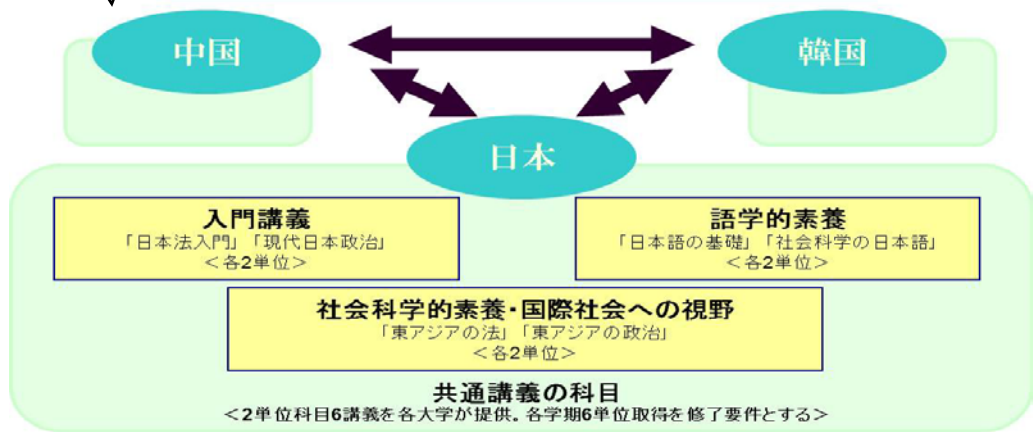
平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
28 人	10 人	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人

② 事業の概念図 【1ページ以内】

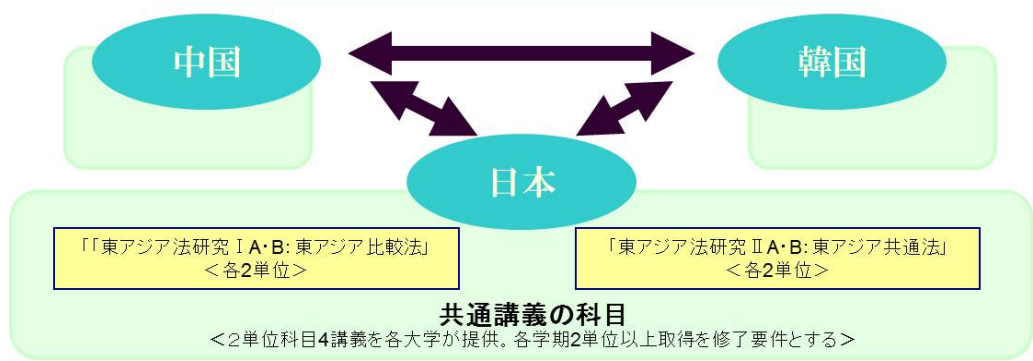
※国内複数大学による申請の場合は、それぞれの大学の連携内容や役割分担が分かる図を③に作成してください。



学部教育レベルでの人材育成プロジェクトの内容



大学院教育レベルでの人材育成プロジェクトの内容



③ 国内大学の連携図 【1ページ以内】

※国内の大学が複数連携して実施する取組の場合は、それぞれの大学の役割分担が分かる図を作成してください。

該当なし

④ 交流プログラムの内容 【2ページ以内】

- 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な事業計画であり、大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムを実施するものとなっているか。
- 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進できるような交流プログラムとなっているか。
- 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づく交流プログラムの設定や提供（外国人学生に対する企業等における体験活動の実施を含む）を行うものとなっているか。
- キャンパス・アジア（CA）の基本的な枠組みを踏まえた事業となっているか。
- タイプA-①においては、キャンパス・アジアパイロットプログラムへの参加実績をベースとして、さらに高度化した取組、あるいは先進的な教育プログラムに取り組むものとなっているか。

【実績・準備状況】

本プログラムは、パイロット・プログラム（平成23年～27年）を通じて充実したものとなった日中韓の交流の成果を基本的に継承する。本プログラムの目的を達成するために、名古屋大学大学院法学研究科、中国人民大学法学院、成均館大学法学専門大学院・社会科学部、上海交通大学凱原法学院、清華大学法学院、ソウル国立大学法学専門大学院の間で、①「Establishment of a supportive core for CAMPUS Asia Jus Commune Triangle Agreement for Academic Exchange and Cooperation（邦訳：ユス・コムネットライアングル交流プログラム協定）」および②「Establishment of a supportive core for CAMPUS Asia Jus Commune Triangle Agreement for Academic Exchange and Cooperation(Detailed Regulations)（邦訳：ユス・コムネットライアングル交流プログラム規則）」を平成24年8月に締結し、トライアングルコンソーシアムを設立した。また、平成28年3月には、本プログラムに向けて、一部の内容を変更した協定と規則を結ぶなど、協力校の緊密な協力のもとで、新しい計画を立てるに至った。今回のプログラムにおいても、毎年本学から中国の大学へ5名、韓国の大学へ5名の計10名を長期留学生として派遣し、また、中国・韓国の大学からそれぞれ5名、計10名の学生を長期留学生として受け入れる。また、付属的プログラムとして、短期の派遣や受入を行うことで、多様な交流の場を設ける制度も維持する予定である。

以上のようにパイロット・プログラムの成果を大事にすると同時に、プログラムの高度化の観点から、本プログラムにおいては、交流の深化、拡大、制度化をはかる予定である。

【計画内容】

1. 学部学生交流の深化

今回の事業では、大学院生のプログラムが本格化されるに伴って、学部生交流は、これまでの成果を維持しながらも、学部生交流としての持つべき特徴を、以下のようにさらに発展させる予定である。

第一に、派遣期間の多様化を進める。東アジア「ユス・コムネ」（共通法）形成という課題が相当な程度の相互理解を必要とすることから、交換期間を原則的に1年にしていた。ところが、今回のプログラムにおいては、研究の部分を大学院レベルの交流が担うことになるので、学部生の交流は多数の学生が派遣国へ興味をもつ機会を増やす方向へ転換する余地が出てきた。そこで、これまで、1年を原則としていた派遣を1学期と1年のいずれも可能にすることで、学部学生の多様な参加可能性を提供する。このような変化に合わせて、現在1年の学習を前提に編成されているカリキュラムにも調整を行う予定である。

第二に、語学教育を強化する。学部生に専門科目の負担を軽減させるとともに、一方で語学教育を強化する予定である。パイロット・プログラムにおいて、三カ国の受入大学が学生に学費免除の現地語授業の提供を行うことを義務づけたこともあって、後半期になって、現地語習得レベルは安定した成果を出しているが、英語の能力は設定した目標に達していない。この現象は、特に日本において著しいので、名古屋大学における日本人学生の英語教育の強化をはかる予定である。すでに、パイロット・プログラム推進中に、この英語能力の問題には気づき、これに対応する担当スタッフを雇用しているので、事前教育の構成や派遣後の個別ケアを含めた英語力の管理を行う予定である。

第三に、三カ国共同で社会進出サポートを実施する。学生の社会進出の課題は、学生の卒業が近づくにつれて、パイロット・プログラム実施の後半で本格的に浮上してきた。本事業団では、インターンシップの実施やキャリア形成支援セミナーの開催で、学生の社会進出への支援を行ってきた。ところが、育てた人材の量と質に比べて、活躍の場は十分に提供されていない。こうした現実に鑑み、社会進出サポートをさらに強化する予定である。具体的には、i) Quality Assurance 協議会（QA 協議会）のもとに、三カ国の教員が参加するキャリア支援委員会を設置し、国際的な社会進出の情報交換や学生支援を行う、ii) インターンの受入先の法律事務所や企業などと協力して、キャリア支援のためのセミナーや相談会などを定期的で開催する、iii) 政府機関や企業などに就職して、すでに国際的に活躍しているパイロット・プログラムの卒業生とのネットワーク形成の支援を行うなどの活動を行う。

2. 大学院生交流への拡大

パイロット・プログラムにおいて、学生交流は学部生の派遣・受入が原則であったが、実は「東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成」のためには、新しい研究と実践の領域を切り開く専門性を持った人材の育成の部分が欠かせない。ところが、パイロット・プログラムの申請の際には、「東アジア共通法」をテーマとする専門的な教育の対象、すなわち、大学院生の交流のために必要な準備ができていなかった。ところが、この5年間に状況は相当な程度変わっている。

第一に、東アジア共通法研究のための必要な情報の基盤が形成された。名古屋大学法学部は、2008年に法情報研究センターを設立し、東アジアを中心とする法情報研究を開始した。2011年に科学研究費補助金基盤研究S「漢字文化圏におけるわかりやすい法情報共有環境の構築」が採択され、東アジア各国の法律情報やその英文情報を網羅するDBを構築した。このDBの構築によって、東アジア地域の比較法研究や教育の可能性は格段とあがった。**第二に、東アジア法を領域とする研究所が各大学で設立された。**パイロット・プログラムの申請当時は、日本には名古屋大学法政国際教育協力研究センターがあったが、中国や韓国にはアジア法を専門としながら高度な研究を行う研究所がなかった。ところが、2011年に中国人民大学アジア太平洋法研究院が、2012年には国立ソウル大学アジア太平洋法研究所が設立された。これらの研究所はすべて本事業団の参加校であって、2015年には中・韓、2016年には日・韓の間で学術交流協定が結ばれるなど、共同の研究や活動の動きも活発化している。以上のように、名古屋大学を含めた本事業団の大学が東アジア法に関する研究と教育環境の急速な展開を主導していることから、本事業団による東アジア法を対象とした大学院レベルの交流のための準備は出来つつあると思われる。このような**共同教育の基盤を活用しながら、先端的な研究交流を可能にするため、以下のようなカリキュラムを提供する予定**である。

●「東アジア法研究ⅠA・B：東アジア比較法」(A・B各二単位)：名古屋大学法学研究科は、東アジア法のDBを活用した東アジア法研究と教育の拠点形成をめざすプロジェクトを、中国人民大学法学院や成均館大学法科大学・社会科学部などに提案し、すでに承諾を得ている。本講義は、その際に合意した東アジア法をめぐる新しい研究と教育の交流の仕組みを積極的に導入することで、研究のさらなる発展や次の世代の研究者の養成につなげることを目指す。本講義を受講する大学院生は派遣大学と受入大学の教員の指導のもと、東アジア法のDBを利用した二カ国、さらには三カ国の比較法研究を自分の専門分野で行うことで、**東アジア共通法形成へ向けた学問的基礎作業に関わることになる。**

●「東アジア法研究ⅡA・B：東アジア共通法」(A・B各二単位)：名古屋大学法政国際教育協力研究センター、中国人民大学アジア太平洋法研究院、及び国立ソウル大学アジア太平洋法研究所は、法整備支援の研究や実践、国内外の法曹養成などとともに、東アジア法研究というテーマも共有している。**本講義では、大学院生が一つの研究所、あるいは、複数の研究所によって共同で推進されている東アジア法の研究にかかわり、その研究プロジェクトの一部の研究を担うことで、東アジア共通法への展望を切り開く可能性を提供することを目指す。**

本プログラムによって、派遣された大学院生は、以上の科目を、各学期2単位以上受講することが求められる。派遣期間の終わりには、派遣大学と受入大学の指導教員などが出席する報告会の場で、東アジア法の研究を含めた研究成果を報告することで、プログラムの履修生の資格を獲得する。

3. 共同学位プログラムへの制度化

パイロット・プログラムにおいては、主な交流対象が学部生であったことから、共同学位の推進が難しい状況が続いた。そのような中でも、例外的に派遣と受入をしていた大学院生の交流を重ねるうちに、参加校の間で、共同学位の必要性と可能性についてコンセンサスが形成された。その結果、2014年12月のQA会議(於：ソウル)において、三カ国の大学が共同学位をめぐるそれぞれの状況に関し情報交換を行って、「パートナー同士で二カ国間の共同学位を推進していく」ことに合意に達した。

大学院レベルの共同学位の合意された意思を実現するには、①共同性、②先進性、③安定性が必要とされる。本事業団の交流は、「これまでの培った平等、かつ、密接な共同事業の存在」、「それぞれの国において東アジア法・政治をリードしている研究の先端性」、そして、「パイロット・プログラムの実施による学生の安定的な確保の可能性」という面から、有意義な共同学位プログラムの設立のための基礎はすでに出来上がっていると思われる。本プログラムが採択され、大学院の交流を軌道に乗せれば、共同学位プログラムの核心部分はほぼ出来上がることになろう。そこで、新しく開始する大学院交流の安定化にかかる時間を見込んで、**本プログラム実施の3年目までに dual degree (複数の大学から学位を取得) 制度を確立する。**そして、この制度の定着などの状況を見極めながら、joint degree (複数大学による共同学位を取得) 制度の実施をも目指す。

質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成 【①、②合わせて2ページ以内】

交流プログラムの質の保証のための取組内容について、実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

① 交流プログラムの質の保証について

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- 交流プログラムを実施するに当たり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外連携大学との教員交流、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
- 大学院レベルの交流においては、ダブル・ディグリーもしくはジョイント・ディグリーの実施を目指すものとなっているか。

【実績・準備状況】

1. 単位や成績の規定

パイロット・プログラムで、交換留学生の留学による単位振替認定は行われてきており、その際、シラバス等の提出を求め、単位制度・授業時間数等はじめ履修単位の内容を詳細に検討した上で、振替認定を行ってきた。また、単位互換の上限管理については、協定書に規定し、実施した。本プログラムにおける大学院の単位や成績についても、大学院教育の特殊性を考慮しながらも、基本的にこれらの明確性のレベルを維持する規定を整える予定である。

2. Quality Assurance 協議会、および Quality Assurance 実施委員会の機能

本プログラム参加大学は、本プログラムの質を保証するために、各大学に Quality Assurance 実施委員会（以下、QA 実施委員会）を設立するとともに、協働して Quality Assurance 協議会（以下、QA 協議会）を設立した。QA 協議会は、平成 24 年 1 月（北京）から平成 28 年 3 月（名古屋）までの間、およそ半年に 1 回の頻度で都合 12 回開催した。QA 協議会は各国持ち回りで開催され、本プログラムの運営方法や課題等（具体的には、派遣・受入学生の選抜・確定、共通科目の教育内容、成績評価等にかかるガイドラインの作成・改訂、参加大学のカリキュラムの確認、成績評価、単位認定など、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度について）の検討が行われている。とりわけ、成績評価は QA 協議会が策定するガイドラインに基づき、講義担当者が原案となる成績評価を行い、それを QA 協議会に報告し、了承されることで確定させてきた。このような形で、単位の実質化を図ってきており、共通科目を履修して単位を取得した 1 年間の学部交換学生、および受入大学の教員の指導の下、研究活動を行った 1 年間の大学院交換学生には、ユス・コムーネトライアングル交流プログラムの事務局からディプロマが授与されている。

3. 教員配置、及び、教育体制の整備

中国・韓国の法律学・政治学を専門とする教員、中国への留学経験のある教員、日本で学位を取得した中国人・韓国人教員を本プログラムの中心に配置するとともに、英語による講義が可能な教員（日本人および外国人）を確保・配置することによって、国際的な対応能力の高い教職員による教育を実施してきた。また、日本人学生の事前教育を担当する教員として外国人非常勤講師（英語 1～2 名、中国語 1 名、韓国語 1 名）を雇用するとともに、中韓の参加大学から毎年度 1 名ずつ、法と政治に関する事前教育を担当する教員を特任教員として招聘し、さらに本プログラム専従の担当スタッフには海外留学・海外勤務の経験を有する者を採用することによって、国際的な対応能力の向上に努めている。部局としての取り組みで一環で、留学生対応にかかる FD を実施し、部局全体の対応能力向上を図った。FD・SD という形式ではないが、少なくとも毎月 1 回、本プログラムに携わる教職員（非常勤講師を除く）による会議を開催し、またメーリングリストやデータベースを作成し、これらにより経験と情報を共有化することで対応能力の向上に努めている。

【計画内容】

1. 大学院生交流の質の保証へ

本交流プログラムの質の保証を支えてきた QA 協議会、および各参加大学 QA 実施委員会は、これからも活動を維持する予定であるが、プログラムの拡大によって、これらの機構の機能も院生の教育研究に対する質の保障までも含めることまで拡大する予定である。博士前期・後期課程の大学院生の教育研究の質に関する実質的な判断は、QA 協議会、および QA 実施委員会に出席する関係者では十分に出来ない可能性も

あるので、指導教員の協議会や委員会への出席を可能にし、また、出席ができない場合は教育研究成果に関する意見を提出させることで、質的な評価を可能にする。

2. 共同学位へ向けての準備

QA 協議会は、これまで共同学位に向けた準備機構としても機能してきた。2013年3月に北京で開催された QA 協議会では、各国から派遣される学生5名のうち1名を修士課程大学院生に開放し、当該大学院生が派遣大学、および、受入大学双方の学位を取得できる dual degree もしくは joint degree の実現に向けて努力することで、各大学の合意をみており、2014年12月の QA 協議会（於：ソウル）においては、三カ国の大学が共同学位をめぐるそれぞれの状況に関し情報交換を行って、「パートナー同士で二カ国間の共同学位を推進していく」ことについて合意に達した。「①共同性、②先進性、③安定性の備えた大学院レベルの dual degree の実施3年目まで設立」を目標に、QA 協議会の重要任務に「共同学位の実現」を入れて、具体的には「①制度の設立に向けたロード・マップの作成、②毎回の協議会で進行状況の把握、③三カ国間の調整や整備」を行う。

② 相手大学（相手国）のニーズを踏まえた大学間交流の展開

- 相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流プログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含む多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的な交流プログラムの構成となっているか。
- 各国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供に留意したものとなっているか。

【実績・準備状況】

各主管大学の卒業所要単位は、名古屋大学法学部（以下、日本）132（うち専門90単位）、中国人民大学法学院（以下、中国）155（同84）、成均館大学社会科学部（以下、韓国）130（同65）となっており、日韓はほぼ同数、中国はおよそ1割増しであるが、ほぼ同数とみなすことができる。講義時間と単位数については、日中は1コマ=2単位、韓国は1コマ=3単位であるが、これもほぼ同数とみなしうる範囲内である。また、本プログラムの目的は社会的要請を背景として設定されたものであり、ここで目指す人材を三カ国共同で育成するために、QA 協議会での検討・協議を経て、共通科目（現地の法律学・政治学入門、社会科学のための現地語学習、社会科学的素養・国際社会への視野を養う講義）を設定し、各国の主管大学で “Introduction to Japanese / Chinese / Korean Law”、 “Introduction to Japanese / Chinese / Korean Politics”、 “Japanese / Chinese / Korean for Social Science I, II”、 Comparative Legal Study in Asia” “Comparative Politics in Asia” 6科目を開講し、本プログラム参加学生に提供した。

以上のような制度の設計は、すべて三カ国の協議によるもので、留学後の単位履修などを含めた中国や韓国の大学と学生のニーズは十分に反映されている。実際、名古屋大学の長期留学を経た中韓の学生が、8学期で卒業していることから、相手のニーズの考慮は十分に出来ていると思われる。

【計画内容】

1. 学部生交流

派遣期間の多様化を進める。東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成という課題が相当な程度の相互理解を必要とすることから、交換期間を原則的に1年にしていたが、今回のプログラムにおいて、研究の部分を大学院レベルの交流が担うことになることとともに、これまで1年という期間の長さが、相手大学を含めた学部生が派遣を躊躇する理由になってきたことを考慮し、学部生交流を1学期または1年の選択制とする。この変化によって、学部学生に多様な参加可能性を提供することになるが、これに合わせて、現在1年の学習を前提に編成されているカリキュラムにも調整を行う予定である。

2. 大学院生交流

中国における大学院の定員の多さと韓国における法科大学院が設置された大学の法学部の廃止によって ニーズから出てきたこのような要求に積極的に取り組むことで、これまで例外的に認めてきた大学院交流一般的なプログラムとすることにした。

外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備 【①～③合わせて2ページ以内】

交流プログラムの実施に伴う受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する生活や学修及び就職への支援やそのための環境整備について、①～③の内容を実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

① 外国人学生の受入のための環境整備

- 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 国内外でのインターンシップ等による企業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

【実績・準備状況】

1. **外国人学生の在籍管理のための適切な体制の整備**：中国・韓国からの留学生には、中国人教員、韓国教員を各々の担当者として配置して、随時、留学生からの大学生生活上の様々な相談や勉学の相談に対応してきた。履修体系やアカデミックカレンダーの相違等についても支障がないよう、パイロット・プログラムですでに体制を構築している。また、担当者間で留学生に関する情報交換を行い、留学生の学習状況や在籍状況を確認している。実際には留学生からの深刻な学習や生活に関する相談はなかったものの、そのような相談があった場合には、留学生センターがアドバイジング・カウンセリング部門において留学生相談体制を整えているため、それを利用して問題が適切に解決できる体制を整えている。

2. **外国人学生のサポート体制**：中国・韓国からの受入学生に対しては、渡日前に生活支援の情報を適切に伝達するとともに、渡日後に本プログラム担当の教職員が生活、語学、履修関係等の様々なオリエンテーションを行い、また外国人登録をはじめとする諸手続には引率者を配置して、一切が円滑に進むための体制を構築して対応してきた。また、渡日の際には、全学及び部局においてオリエンテーションを実施するとともに、勉学面や生活面での様々な情報を掲載した「留学生ハンドブック」を配付した。さらに、英語で職務可能な職員を採用し、日常的に留学生の相談に対応できるようにしてきた。また、受入学生一人に対して日本人学生一人をチューターとして配置し、週に一度以上対面で言語や学習のサポートを行ってきた。さらには、部局所属の留学生担当講師および学生のボランティアサークル SOLV (School of Law Volunteers) による生活面・学習面のケアも行ってきた。また、日本語教育にも力をいれた。本学においては留学生センターにおける日本語学習の機会を無償で提供している。また、共通科目として設定されている「社会科学のための日本語」において、言語学習を通じた社会科学の学習を進めたほか、全学の教養科目の日本語の受講を可能にし、かつ、希望者がいる場合はプログラム内に日本語クラスを開講するなど、日本語学習に関しては、多くの選択肢と機会を与えてきた。

3. **インターンシップの提供**：大学教育だけでなく、実務的経験を通じて学生の今後の学習への動機付けをするとともに将来のキャリア形成につなげることを目標に、学生に派遣国でのインターンシップを提供してきた。長期留学の学生はもちろん、インターナショナル・サマー・セミナーなどの短期プログラムの学生にも、弁護士事務所、企業、公共機関（総領事館、KOTRA など）へのインターンを提供している。

【計画内容】

● **日本での社会進出サポート体制の強化**：日本における社会進出のサポートをさらに強化する予定である。i) 三カ国の教員が参加するキャリア支援委員会での日本に関わる国際的な社会進出の情報交換や学生支援を積極的に行い、ii) 日本において、インターンの受入先の法律事務所や企業などと協力して、キャリア支援のためのセミナーや相談会などを定期的開催し、iii) 政府機関や企業などに就職して、すでに国際的な活躍しているパイロット・プログラムの卒業生とのネットワーク形成の支援を行うなどの活動を行う予定である。

② 日本人学生の派遣のための環境整備

- 留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- 日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 留学中の日本人学生の安全管理に関する体制が十分に取られているか。
- 国内外でのインターンシップ等による企業体験の機会確保や、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

【実績・準備状況】

1. **派遣前**：派遣 1 年前から、「事前教育」と呼ばれる、語学および中国・韓国の法・政治に関する講義を行い、そのうち、法・政治に関する講義については、2014 年度より卒業単位として認定した。派遣前に、留学先のカリキュラムや科目に関する具体的、詳細な情報を提供した上で、履修指導を行っている。

2. **派遣時**：学生の留学先での履修状況が、履修登録終了時に出身大学に通知され、共同教育を実施するための情報共有につとめた。大学での教育だけでなく、実務的経験を通じて、学生の今後の学習への動機付けをするとともに将来のキャリア形成につなげることを目的として、学生に派遣国でのインターンシップが提供されている。また、プログラム当初より、およそ派遣後 3 ヶ月を目途として中国と韓国に教員を派遣し、派遣学生本人に対して現地での生活・学習状況に関するインタビューを行うとともに、受入大学の責任者ならびに講義担当者に対しても、派遣学生の生活・学習状況に関するインタビューを実施した。また、テレビ会議システムを利用した定期的な面談も行っている。

3. **帰国後**：派遣先から帰国した学生に対して、進学や就職の相談・指導を行ってきた。本プログラム参加学生のキャリア形成支援を目的として、日本国内外の弁護士、ロースクール生、派遣中の学生による講演、日本人学生や留学生からの質疑応答を含む「キャリア形成支援セミナー」を行っている。また、全参加校が協力して、2014 年から「キャンパス・アジア学生シンポジウム」を開催し、長期派遣修了学生の学習継続の動機付けとするとともに、その学習の成果を披露する場としている。

【計画内容】

1. **派遣前**：英語教育を強化する。英語の能力が設定した目標に達していない現象は、特に日本において著しいので、名古屋大学における日本人学生の英語教育の強化をはかる予定である。すでに、パイロット・プログラム推進中に英語能力の低迷は問題になっており、これに対処すべく担当の研究員を雇用しているので、研究員が事前教育の構成や派遣後の個別ケアを含めた英語力の管理を行う予定である。

2. **帰国後**：国際的な社会進出のサポートをさらに強化する予定である。i) キャリア支援委員会の場で、中国や韓国における国際的な社会進出に関わる情報を積極的に収集し学生に伝え、ii) インターンの中国や韓国の法律事務所や企業などと協力して、キャリア支援のためのセミナーや相談会などを定期的で開催する、iii) 政府機関や企業などに就職して、すでに国際的な活躍しているパイロット・プログラムの卒業生とのネットワーク形成の支援を行うなどの活動を行うことにしている。

③ 関係大学間の連絡体制の整備

- 外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。

【実績・準備状況】

1. **連絡体制**：相手大学はいずれも本プログラム開始以前に本学と学術交流協定を締結しており、長年にわたる共同研究などを通じてアカデミックな協力関係が構築されてきたことに加え、平成 24 年 8 月には「ユス・コムネットライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムネットライアングル交流プログラム規則」を締結し、本プログラムの活動内容やその規定を定めた。計 12 回開催された QA 協議会において、日中韓の参加大学におけるカリキュラム構成や科目の情報が共有され、年 1 回開催される法学院長・学部長会議においては、人材育成の社会的・学術的な必要性について検討・分析するとともに報告書としてまとめ、プログラム目的に対する認識が調整・共有されてきた。参加大学の担当教職員相互では、電子メールや Skype、LINE などを用いた日常的な連絡体制が構築され、これらを通じて頻繁な情報交換がなされていた。このように、参加大学間における連絡体制は十分に整備され、運用されてきた。

2. **災害時等のリスク管理**：本学では災害情報の提供および安否確認に関するシステムがすでに構築されていたため、それを活用して対応することが可能な状況であった。また、中国には上海に名古屋大学事務所（現・中国交流センター）があり、緊急時には同事務所を拠点として速やかに対処する体制が構築されている。さらに、北京、上海およびソウルに名古屋大学同窓会があり、これら同窓会の支援も得られる体制を構築して、万全の体制をもって備えてきた。

【計画内容】

●QA 協議会の効率化：本プログラムによって、QA 協議会はこれまでの任務に「①キャリア支援」と「②共同学位設立」が加わることで、協議すべき議題が相当膨らむと想定される。そこで、新しい任務に関しては、QA 協議会の下に委員会を設置し担当させる。このような体制整備によって、QA 協議会を全体会議と分科会にわけて運用し、会議の効率化をはかることができる。

事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及 【①～④合わせて2ページ以内】

事業の実施に伴う大学の国際化と情報公開、成果の普及について、①～④の内容を実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

① 事業の実施に伴う大学の国際化

- 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。
- 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。

【実績・準備状況】

1. 他大学の学生の参加

平成 24 年から事前研修兼附属プログラムによる短期受入として実施してきたインターナショナル・サマナー・セミナーは、中国・韓国の学生と共に、アセアンのベトナム、カンボジア、タイ、インドネシア等からの学生を招聘し、日本の裁判所、弁護士会、刑務所などの法律関連機関への研修や、法律と政治に関する講義等を行ってきた。また、本プログラム同様に学部学生を対象としたキャンパス・アジアプログラムを実施する岡山大学および立命館大学のプログラム参加学生を本プログラムの Student Symposium に招いてディスカッションを行ったり、本プログラム参加学生が岡山大学を訪問し、岡山大学のプログラム参加学生との間で戦争と平和についてディスカッションを行ったりする機会を設け、日本国内の他大学の学生が本プログラムに参加する機会を用意した。

2. 大学の国際化に向けた戦略的な目標等における事業の意義及び方向性の位置

名古屋大学は、「NU MIRAI2020」を推進しているが、その中で、国際化の柱は「アジアと学び、世界に挑む人材の育成」となっている。東アジア各国との協力によって、グローバルな人材を育てることを目指す本事業は、名古屋大学の国際化戦略の重要な一部としての意義を持つ。たとえば、パイロット・プログラムにより本学から中韓参加校に 145 名（長期 68 名、短期 77 名）、中韓参加校から本学に 156 名（長期 67 名、短期 89 名）、派遣されたことは、大学の国際化の量的な発展に、また、日本では卒業生 20 名のうち国際的な活躍を見据えて法科大学院に進学した者が 2 名、修士課程に進学した者が 2 名、それぞれ存在し、また、中国参加校の卒業生のうち、2 名は引き続き日本法の学習を目的として、本学および九州大学の修士課程に進学し、1 名の本学修士課程進学が内定していることや、また、外務専門職（韓国）として外務省に入省した者やアジアを中心に活躍する日本の大手企業に就職した者も存在することは、大学の国際化の質的な発展に、本プログラムが寄与していることを証明している。

【計画内容】

●大学院レベルの教育連携の構築と強化：本事業団の大学の間には、すでに、①東アジア比較法研究のための必要な情報の基盤形成と、②各大学のアジア法研究所を中心とする東アジア法や法整備支援を対象とする研究のネットワークはできていたが、これらの研究ネットワークがなかなか教育連携につながらなかった。本プログラムでは、東アジア法研究・教育の国際的な拠点を形成すべく、大学院生の先端的な研究を支える教育連携を行うことで、研究の国際的なネットワークに高度な人材の育成の国際的な性格を加える。

② 事務体制の強化

- 本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど事業をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整など）が図られているか。
- 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。

【実績・準備状況】

1. 事務体制

本プログラムの教務、会計、渉外、企画、労務などは、プログラム内に各担当者を設けて業務を遂行しているが、必要に応じて、学内関係部署と連携を取り、解決に当たった。また、本プログラムは、グローバル 30 を通じた本学の国際化と相補的な関係になっており、さらに、平成 24 年度からは、キャンパス・アセアンの事務局も加わって、法学研究科内だけではなく、他研究科との連携も図ってきた。

2. 事務のコミュニケーション能力

事務職員については、全職員を対象に TOEIC 受験の機会を設けている。語学研修として、TOEIC に特化した研修、英会話研修、英文 E メール研修を実施するとともに、実践的研修として、本学海外拠点や海外協定

校等と連携した短期研修、中期研修や本学が主催する海外行事に参加し、企画力・異文化理解を目的とする海外実務研修、協定校サマープログラムへの参加を実施している。また、英文化を効率的に推進するため、事務通知作成者が日英併記すべく翻訳支援ツールの導入や日英併記文書のデータベース化・公開を実施している。

【計画内容】

本事業が採択された際は、上記のとおり組織体制の整備、委員会等を開催して安定的な事業運用を今後も促進していく。また、国際通用性の高い事務職員の育成を継続・促進し、また計画的に学内に配置にすることにより全学の国際業務対応の充実に努めている。更に英語による業務遂行能力の向上のため、8月に2週間程度オーストラリアの大学に3名程度派遣予定である。

③ 事業の実施、達成・進捗状況の評価体制

- 事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

【実績・準備状況】

本学内部においては、プログラムの質を保証することを目的として、派遣学生、及び、受入れ学生に対し、学習状況や生活状況に関するアンケート調査、聞き取り調査を行い、問題点の把握に努めてきた。また、留学を控えた学生のための事前教育に関しても、担当教員に開講前にシラバスを提出させ、内容の確認を行うとともに、授業終了後には授業アンケートを実施した。さらに、インターナショナル・サマー・セミナーや研修旅行に関しては、参加者に報告書の提出を義務付け、学生の成長を測るとともに、本事業の改善点等の把握につとめた。なお、平成 26 年度に実施された法学研究科の外部評価委員会において、本プログラムも評価を受け、本プログラムに対する外部評価の実施と位置づけている。

【計画内容】

●外部者評価体制の強化：パイロット・プログラムの際に、愛知県弁護士会や法務法人広場（韓国）などの機関は、全時期にわたってインターンシップを提供するなど、本プログラムへ寄与した。これらの機関は、本プログラムに対する理解度が高く、同時に社会のニーズにも精通していることから、学生の社会進出をさらに強く意識する変化の中で、貴重な寄与をされると思われる。これらのインターンシップ提供先を中心に、書面や面談による外部者評価を毎年実施し、その意見を積極的にプログラムに反映する。

④ 国内外への情報提供の方法・体制

- 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成 22 年 6 月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。
- 取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。

【実績・準備状況】

本プログラムにおける活動については、可能な限り報告書としてまとめ、全ての協定校が、それぞれの活動に関する意義や内容を振り返れるように共有されている。これまでに作成した報告書としては、年 1 回行われている法学院長・学部長会議の第 1 回から第 3 回の法学院長・学部長会議報告書、日本の派遣 1 期生を対象とした「日中韓キャンパス・アジア ユス・コムーネトライアングル交流プログラム報告書」、日中韓の派遣 2 期生を対象とした「日中韓キャンパス・アジア ユス・コムーネトライアングル交流プログラム共同報告書」、学生シンポジウムの成果とその評価を収めた「第 1 回キャンパス・アジア学生シンポジウム報告書」「第 2 回キャンパス・アジア学生シンポジウム報告書」、短期受入プログラムとして行っているインターナショナル・サマー・セミナーの 2012 年、2013 年、2014、2015 年がある。

上記報告書の他に、日中韓の同窓会員が作成した“THE JUS COMMUNE TIMES”という同窓会報もあり、学生自身が過去の経験を振り返った上でのプログラムの意義に対する意見や、派遣終了後の状況についての報告が記載されており、本プログラムの成果を知ることができるものとなっている。

【計画内容】

●事業団レベルの情報提供の拡大：名古屋大学は、ホーム・ページなどを通じて「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」に従った情報提供を行っている。本事業団は「項目」のすべてに関わっていないが、「項目」のいくつかの部分については事業団の特徴を現すためにも情報発信が有益であると思われる。これらの「項目」に関して、今後も必要な情報を集めて提供する作業を行う予定である。

達成目標 【①、②、③で2ページ以内、④、⑤はそれぞれ1ページ以内、⑥は交流プログラムの内容に応じたページ数】
 本事業を実施することによって達成しようとする目標について、下記の点に留意し、①～⑥に具体的に記入してください。

国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
 アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。

① 養成しようとするグローバル人材像について
 本事業において養成しようとするグローバル人材像が明確に設定されているか。

(i) 事業計画全体の達成目標 (事業開始～平成32年度まで)

1) 学部生交流：学部生レベルの交流を経験してから、法学部を卒業した学生は、仕事において英語と派遣国の言語が使える、東アジアの法と政治に関する包括的な知識を身につけている人材になる。
 2) 大学院生交流：大学院レベルの学生交流によって、共同学位を取得した学生は、研究において英語と派遣国の言語が使える、東アジアの法と政治に関する包括的な知識を持ち、また研究を通じてそれを生産するとともに国際的な知のネットワーク形成を主導する高度な人材になる。

(ii) 中間評価までの達成目標 (事業開始～平成29年度まで)

1) 学部生交流では、中間評価まで、卒業する学生がほとんどないことから、学業の面において「日中韓で活躍する法学部卒業のグローバル人材」に相応しい自国と東アジアの法と政治の知識を身につけ、また、英語と派遣国の言語を日常レベルでは自由に駆使できる人材を育てる。
 2) 大学院交流では、「東アジア比較法」および「東アジア共通法の対する専門的な知識」を備えた新しいタイプの法曹、および、日中韓で活躍することでグローバルに活動する新しいタイプの法律・政治分野の研究者を育成する。

②-1 学生に修得させる具体的能力のうち、一定の外国語力基準をクリアする学生数の推移について
 本事業計画において海外に留学する日本人学生数のうち、留学後に一定の外国語力基準をクリアする学生数に関する適切な目標が設定されているか。

(i) 本事業計画において定める外国語力基準及び同基準をクリアする学生数に関する達成目標

外国語力基準		達成目標	
		中間評価まで (事業開始～平成29年度まで)	事業計画全体 (事業開始～平成32年度まで)
	【参考】本事業計画において海外に留学する日本人学生数	56人 (延べ数)	140人 (延べ数)
1	PBT-TOEFL540点、TOEIC700点	50人 (延べ数)	140人 (延べ数)
2	PBT-TOEFL570点、TOEIC800点	25人 (延べ数)	70人 (延べ数)

①事業開始時に多くの学生が、完成年度において全ての学生が到達していることが期待される基準
 E-1: 英語 (中国・韓国派遣学生共通) : 派遣時 PBT-TOEFL540点、TOEIC700点

②事業開始時に一部の学生が、完成年度において半数程度の学生が到達することが望ましい基準
 E-2: 英語 (中国・韓国派遣学生共通) : 卒業時 PBT-TOEFL570点、TOEIC800点
 C-1: 中国語 (中国派遣学生) : 派遣時 HSK 筆記 2 級
 C-2 : 卒業時 HSK 筆記 4 級
 K-1: 韓国・朝鮮語 (韓国派遣学生) : 派遣時一般韓国語能力試験 2 級

(ii) 外国語力基準を定めた考え方
 (※ (i) において、複数の外国語力基準を設けている場合は、それぞれについて明示すること)
 上記基準を設定した理由は、(1) プログラムにおける使用言語は英語であるので、大学の授業で用いられる程度の英語は修得済みであることが必要であること、(2) 少なくとも派遣先の文化の基礎としての言語の基礎が求められること、(3) 派遣後にさらに、派遣先の法と政治を扱う高度職業人となっていくことが期待されることから、現地の政治と法について、英語の資料が乏しいこともあるため、とくに書かれた現地語 (新聞程度) を読む能力を修得していくことが望ましいこと、である。
 上記のうち、(1)については、そもそも派遣の前提となるため、ごく早期における100%達成が求められる

るのに対し、(2)については、派遣先での有意義な生活を通じて、その国の文化を学ぶために求められるものであり、計画終了段階で100%達成していればよいであろうと考えられ、また(3)については、むしろ派遣後に期待される能力であるので、計画終了段階において、半数程度が修得していればよいと考えられる。また、(2)(3)については、全世界的にこれまでの経験の蓄積が十分でないため、事業を実施しつつ、経験を蓄積していく漸進的アプローチが現実的である。

(iii) 事業計画全体の目標達成に向けたプロセス（事業開始～平成32年度まで）

(※(i)において、複数の外国語力基準を設けている場合は、それぞれについて明示すること)

英語：派遣前に、事前教育を実施するとともに、担当の研究者による個別ケアを行う。派遣時には、担当の研究者が派遣先大学と連絡をとりながら、英語講義の聞き取りや発表などへのサポートを行う。帰国後には、担当の研究者が個別ケアを行うとともに、名古屋大学で英語に行われている授業の受講などを勧めることで、さらに英語力を向上させることで、基準を達成する。

中国語：派遣前に、中国人教員による個別ケアを行うとともに全学教育の中国語を受講させる。派遣時には、派遣先大学の中国語教育を受講させ、その成果を随時点検する。帰国後には、中国人教員が個別ケアを行い、さらに中国語力を向上させることで、基準を達成する。

韓国語：派遣前に、韓国人教員による個別ケアを行うとともに全学教育の韓国語を受講させる。派遣時には、派遣先大学の韓国語教育を受講させ、その成果を随時点検する。帰国後には、韓国人教員が個別ケアを行い、さらに韓国語力を向上させることで、基準を達成する。

(iv) 中間評価までの目標達成に向けたプロセス（事業開始～平成29年度まで）

(※(i)において、複数の外国語力基準を設けている場合は、それぞれについて明示すること)

英語：派遣前に、事前教育を実施するとともに、担当の研究者による個別ケアを行う。派遣時には、担当の研究者が派遣先大学と連絡をとりながら、英語講義の聞き取りや発表などへのサポートを行うことで、基準を達成する。

中国語：派遣前に、中国人教員による個別ケアを行うとともに全学教育の中国語を受講させる。派遣時には、派遣先大学の中国語教育を受講させ、その成果を随時点検することで、基準を達成する。

韓国語：派遣前に、韓国人教員による個別ケアを行うとともに全学教育の韓国語を受講させる。派遣時には、派遣先大学の韓国語教育を受講させ、その成果を随時点検することで、基準を達成する。

②-2 学生に修得させる具体的能力のうち、「②-1」以外について

○ 本事業に参加する学生に修得させる具体的能力が設定されているか。

(i) 事業計画全体の達成目標（事業開始～平成32年度まで）

- 1) 学部生交流：「東アジアの法と政治に対する包括的な理解」、「プレゼンテーション能力」、「異文化社会への適応能力」、「自立的な東アジア学習の能力」、「地域に関する知識を社会で活用する能力」を備える
- 2) 大学院生交流：「東アジアの法と政治についての専門的な理解と研究による知識生産能力」、「プレゼンテーション能力」、「異文化社会への適応能力」、「国際的共同研究遂行のための基礎的能力」を備える。

(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成29年度まで）

- 1) 学部生交流：「東アジアの法と政治に対する包括的な理解」、「プレゼンテーション能力」、「異文化社会への適応能力」を備える。
- 2) 大学院生交流：「東アジアの法と政治に対する専門的な理解と研究による知識生産能力」、「プレゼンテーション能力」、「異文化社会への適応能力」を備える。

③ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組について

○ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。

(i) 事業計画全体の達成目標（事業開始～平成32年度まで）

学部・大学院を包括する QA 協議会などに支えられた質の保証に伴った日中韓の大学間交流の枠組みを、三カ国の大学がともに関心を持つ中央アジアや東南アジア地域との交流、あるいは、ヨーロッパの地域レベルの交流プログラムとの交流なども踏まえ、多様なレベルの交流を模索しつつ、構築する予定である。

(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成29年度まで）

QA 協議会などに支えられた質の保証に伴った日中韓の大学間交流の枠組みを学部だけではなく、大学院まで広げることで、学部・大学院を包括する日中韓の大学間交流の枠組みを作り上げる。

④ 本事業計画において海外に留学する日本人学生数の推移

○ 本事業計画において日本人学生の派遣数に関する適切な目標が設定されているか。

現状（平成27年5月1日現在）※1

10 人

(i) 日本人学生数の達成目標

事業計画全体の達成目標（事業開始～平成32年度まで）	140人（延べ数）
中間評価までの達成目標（事業開始～平成29年度まで）	56人（延べ数）

[上記の内訳]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
合計人数	28人	28人	28人	28人	28人	140人

(ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（事業計画全体、中間評価までの双方について）

【事業計画全体】

[長期（1学期・1年）のプログラムへの派遣]

1年派遣の場合は、日本の学年暦で後期から1年間留学することとし、8月に渡航し、翌年7月に帰国することを想定している。学部生と大学院生のそれぞれの定員を設定することはせず、学生の応募や資質などを考慮し、学部生と大学院生を合わせて1年間滞在を基準として日本から中国・韓国へ各5名を派遣する。大学院生の場合、共同学位の履修生として派遣する数をできるだけ増やす。パイロット・プログラムの実施によって、本事業団の事業は相当知られていること、そして、帰国した学生の協力が期待できることなどの条件を生かして、多くの学部生と大学院生からの応募があるように環境を整える。大学院生の場合、共同学位の履修生として受け入れる数をできるだけ増やす。

[短期プログラムへの派遣]

1) 短期研修：長期のプログラムに派遣する候補者の層を拡大し、事前に基礎能力を涵養するために、派遣する。派遣期間は1-2週間として派遣する人数は、毎年日本から中国・韓国へ各5名にする。

2) 付属プログラム：長期のプログラムに参加できない法科大学院生に参加の機会を与え、また、短期のプログラムだけで達成できる目標を持っている学部生・大学院生を派遣する。派遣期間は1週間-1ヶ月として、派遣する人数は、毎年日本から中国・韓国へ各4名にする。

【中間評価まで】

[長期（1学期・1年）のプログラムへの派遣]

1年派遣の場合は、日本の学年暦で後期から1年間留学することとし、8月に渡航し、翌年7月に帰国することを想定している。学部生と大学院生のそれぞれの定員を設定することはせず、学生の応募や資質などを考慮し、学部生と大学院生を合わせて1年間滞在を基準として日本から中国・韓国へ各5名を派遣する。すでに、パイロット・プログラムの実施によって、本事業団の事業は相当知られていること、そして、帰国した学生の協力が期待できることなどの条件を生かして、多くの学部生と大学院生からの応募があるように環境を整える。

[短期プログラムへの派遣]

1) 短期研修：長期のプログラムに派遣する候補者の層を拡大し、事前に基礎能力を涵養するために、派遣する。派遣期間は1-2週間として派遣する人数は、毎年日本から中国・韓国へ各5名にする。

2) 付属プログラム：長期のプログラムに参加できない法科大学院生に参加の機会を与え、また、短期のプログラムだけで達成できる目標を持っている学部生・大学院生を派遣する。派遣期間は1週間-1ヶ月として、派遣する人数は、毎年日本から中国・韓国へ各4名にする。

※1 現状は、事業の取組単位（全学、学部等）における平成27年5月1日現在の人数を記入すること。

⑤ 本事業計画において受け入れる外国人学生数の推移

○ 本事業計画において外国人学生の受入数に関する適切な目標が設定されているか。

現状（平成27年5月1日現在）※1

10 人

(i) 外国人学生数の達成目標

事業計画全体の達成目標（事業開始～平成32年度まで）	122 人（延べ数）
中間評価までの達成目標（事業開始～平成29年度まで）	38 人（延べ数）

[上記の内訳]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
合計人数	10 人	28 人	28 人	28 人	28 人	122 人

(ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（事業計画全体、中間評価までの双方について）

【事業計画全体】

[長期（1学期・1年）のプログラムへの受入]

1年受入の場合は、日本の学年暦で後期から1年間留学することとし、9月来日し、翌年7～8月に帰国することを想定している。学生の選抜は基準を共有している派遣大学に任せるが、各国からの受入学生の人数は、学部生と大学院生のそれぞれの定員を設定することはせず、1年間滞在を基準として中国・韓国から各5名を受け入れる。大学院生の場合、共同学位の履修生として受け入れる数をできるだけ増やす。

[短期プログラムへの受入]

1) 短期研修：長期のプログラムに受け入れる候補者の層を拡大し、事前に基礎能力を涵養するために、短期プログラムとして受け入れる。受入期間は1～2週間として派遣する人数は、毎年日本から中国・韓国へ各5名にする。

2) 付属プログラム：短期のプログラムだけで達成できる目標を持っている学部生・大学院生を受け入れる。受入期間は1週間～1ヶ月として、派遣する人数は、毎年日本から中国・韓国へ各4名にする。

また、1)と2)ともに、名古屋大学インターナショナル・サマー・セミナーでの受入を可能にする。

【中間評価まで】

[長期（1学期・1年）のプログラムへの受入]

1年受入の場合は、日本の学年暦で後期から1年間留学することとし、9月来日し、翌年7～8月に帰国することを想定している。学生の選抜は基準を共有している派遣大学に任せるが、各国からの受入学生の人数は、学部生と大学院生のそれぞれの定員を設定することはせず、1年間滞在を基準として中国・韓国から各5名を受け入れる。

[短期プログラムへの受入]

1) 短期研修：長期のプログラムに受け入れる候補者の層を拡大し、事前に基礎能力を涵養するために、短期プログラムとして受け入れる。受入期間は1～2週間として派遣する人数は、毎年日本から中国・韓国へ各5名にする。

2) 付属プログラム：短期のプログラムだけで達成できる目標を持っている学部生・大学院生を受け入れる。受入期間は1週間～1ヶ月として、派遣する人数は、毎年日本から中国・韓国へ各4名にする。

また、1)と2)ともに、名古屋大学インターナショナル・サマー・セミナーでの受入を可能にする。

※1 現状は、事業の取組単位（全学、学部等）における平成27年5月1日現在の人数を記入すること。

⑥ 交流する学生数について

○ 外国人及び日本人学生数の推移については、外国人学生の受入のみに偏らず、相当数の日本人学生の海外派遣を伴う、双方向の交流活動が発展するような達成目標となっているか。

1. 交流する相手大学名

(中国側大学) 中国人民大学・清華大学・上海交通大学 (韓国側大学) 成均館大学、ソウル大学

2. 交流する学生数について<概要>

(単位:人)

①:本事業計画における交流学生数(計画)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
合計人数	28	10	28	28	28	28	28	28	28	28	140	122

①-1:【三カ国共通の財政支援の有無及び交流相手国別 内訳】(計画)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
三カ国共通の財政支援対象となる交流学生数	28	10	28	28	28	28	28	28	28	28	140	122
交流相手国:中国	14	5	14	14	14	14	14	14	14	14	70	61
交流相手国:韓国	14	5	14	14	14	14	14	14	14	14	70	61
交流相手国:中国及び韓国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己負担又は大学負担等による交流学生数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

①-2:【交流形態別 内訳】(計画)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
単位取得を伴う交流期間3ヶ月未満の交流学生数	0	0	0	18	0	18	0	18	0	18	0	72
単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流学生数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	50	50
上記以外の交流期間3ヶ月未満の交流学生数	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0	90	0
上記以外の交流期間3ヶ月以上の交流学生数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②: 宿舎の提供について(計画)

宿舎(大学所有の宿舎、大学借り上げによる宿舎等)を提供予定の学生数	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
	28	10	28	28	28	28	28	28	28	28	140	122

【参考】キャンパス・アジアパイロットプログラム(平成23年度～27年度)実績※

(中国側大学) 中国人民大学・清華大学・上海交通大学 (韓国側大学) 成均館大学、ソウル大学

※大学の世界展開力強化事業(平成23年度採択)のうち日中韓三カ国の交流の実績

キャンパス・アジアパイロットプログラムにおける交流学生数(実績)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
合計人数	11	0	35	28	35	37	35	36	28	37	144	138

【三カ国共通の財政支援の有無及び交流相手国別 内訳】(実績)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
三カ国共通の財政支援対象となる交流学生数	11	0	35	28	35	37	35	36	28	37	144	138
交流相手国:中国	7	0	21	14	20	19	19	19	14	19	81	71
交流相手国:韓国	4	0	14	14	15	18	16	17	14	18	63	67
交流相手国:中国及び韓国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学からの奨学金による交流学生数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の奨学金による交流学生数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外(自己負担等)の交流学生数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【交流形態別 内訳】(実績)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
単位取得を伴う交流期間3ヶ月未満の交流学生数	0	0	0	18	0	18	0	18	0	17	0	71
単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流学生数	0	0	10	10	20	19	20	18	18	20	68	67
上記以外の交流期間3ヶ月未満の交流学生数	11	0	25	0	15	0	15	0	10	0	76	0
上記以外の交流期間3ヶ月以上の交流学生数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

宿舎の提供について(実績)

宿舎(大学所有の宿舎、大学借り上げによる宿舎等)を提供されている学生数	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
	11	0	35	28	25	37	26	36	23	37	120	138

3. 交流する学生数について<派遣・受入別 交流プログラムの詳細>

①: 日本人学生の派遣 (日本⇒中国、韓国)

年度	交流期間	派遣元大学名 (日)	派遣先大学名 (中、韓)	交流内容 (交流プログラム名等)	交流形態	交流 学生数
H28	2016.9 ~ 2017.8	名古屋大学	中国人民大学, 成均館大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
	2017.3 ~ 2017.3	名古屋大学	中国人民大学, 清華大学, 上海交通 大学, ソウル大 学, 成均館大学	事前研修(約1週間)	上記以外の交流期間3ヶ月未満の交流	18
H29	2017.9 ~ 2018.8	名古屋大学	中国人民大学, 成均館大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
	2018.3 ~ 2018.3	名古屋大学	中国人民大学, 清華大学, 上海交通 大学, ソウル大 学, 成均館大学	事前研修(約1週間)	上記以外の交流期間3ヶ月未満の交流	18
H30	2018.9 ~ 2019.8	名古屋大学	中国人民大学成均館大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
	2019.3 ~ 2019.3	名古屋大学	中国人民大学, 清華大学, 上海交通 大学, ソウル大 学, 成均館大学	事前研修(約1週間)	上記以外の交流期間3ヶ月未満の交流	18
H31	2019.9 ~ 2020.8	名古屋大学	中国人民大学成均館大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
	2020.3 ~ 2020.3	名古屋大学	中国人民大学, 清華大学, 上海交通 大学, ソウル大 学, 成均館大学	事前研修(約1週間)	上記以外の交流期間3ヶ月未満の交流	18
H32	2020.9 ~ 2021.8	名古屋大学	中国人民大学成均館大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
	2021.3 ~ 2021.3	名古屋大学	中国人民大学, 清華大学, 上海交通 大学, ソウル大 学, 成均館大学	事前研修(約1週間)	上記以外の交流期間3ヶ月未満の交流	18

②: 外国人学生の受入 (中国、韓国⇒日本)

年度	交流期間	派遣元大学名 (中、韓)	受入先大学名 (日)	交流内容 (交流プログラム名等)	交流形態	交流 学生数
H28	2016.9 ~ 2017.8	中国人民大学 成均館大学	名古屋大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
H29	2017.9 ~ 2018.8	中国人民大学 成均館大学	名古屋大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
	2017.8 ~ 2017.8	中国人民大学, 清華大学, 上海交通 大学, ソウル大 学, 成均館大学	名古屋大学	インターナショナルサマーセミナー	単位取得を伴う交流期間3ヶ月未満の交流	18
H30	2018.9 ~ 2019.8	中国人民大学 成均館大学	名古屋大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
	2018.8 ~ 2018.8	中国人民大学, 清華大学, 上海交通 大学, ソウル大 学, 成均館大学	名古屋大学	インターナショナルサマーセミナー	単位取得を伴う交流期間3ヶ月未満の交流	18
H31	2019.9 ~ 2020.8	中国人民大学 成均館大学	名古屋大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
	2019.8 ~ 2019.8	中国人民大学, 清華大学, 上海交通 大学, ソウル大 学, 成均館大学	名古屋大学	インターナショナルサマーセミナー	単位取得を伴う交流期間3ヶ月未満の交流	18
H32	2020.9 ~ 2021.8	中国人民大学 成均館大学	名古屋大学	交換留学(学部・大学院)	単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流	10
	2020.8 ~ 2020.8	中国人民大学, 清華大学, 上海交通 大学, ソウル大 学, 成均館大学	名古屋大学	インターナショナルサマーセミナー	単位取得を伴う交流期間3ヶ月未満の交流	18

大学の世界展開に向けた取組の実績 【国内の大学1校につき、①は2ページ以内、②は1事業ごとに1ページ以内】

大学名	名古屋大学
-----	-------

① 取組の実績

- 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指す交流プログラムの開発等による国際的な教育環境の構築などに取り組んできた実績を有しているか。
- 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、単なる枠組みの形成にとどまらない、実質的な交流が継続して行われてきた実績を有しているか。
- 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んできた実績を有しているか。特に、そのために国際公募、年俸制、テニュアトラック制等を実施・導入しているか。
- 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んできた実績を有しているか。
- 厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化に取り組んできた実績を有しているか。

※大学におけるこれまでの世界展開に向けた取組の実績について、事業との関連性を踏まえつつ上記の点にも言及して具体的に分かりやすく記入するとともに、記入した内容の裏付けとなる資料を様式11④に貼付してください。

○英語による授業実施

平成23年10月、これまで実施してきた質の高い学部・大学院教育を留学生にもより広く提供し、国際的に活躍できる人材を育成するため、外国人留学生等を対象とした英語のみで学位が取得可能な国際プログラム群(International Programs)を開設、基礎数学、化学、物理学、生物学、自動車工学、経済学、法学、文学など文系・理系ともに多くの講義を提供し、英語授業の拡大を進めている。平成25年度においては850科目ほどであった講義数は、平成26年終了時には合計1,448科目(学部518、大学院630)となった。これら授業は、日本人学生も受講及び単位取得が可能とし、英語レベル向上のための環境を提供している。その他、IELTSやTOFEL-iBT集中講座を開講し、留学に向けた英語力向上に取り組んでいる。

○海外トップ大学とのジョイント・ディグリー実施の促進

本学は世界の先端研究を進める海外大学と共同教育、共同研究を実施する「国際共同教育研究ユニット」を新設した。ユニットは、ジョイント・ディグリー(JD)プログラムを目指し、平成32年までに欧米やアジアの主要大学と10-20ユニットの設置を目標としている。

本学医学系研究科は、日本の大学として初めて文部科学省より設置が認められたオーストラリア国アデレード大学と国際共同学位プログラムを昨年10月より開始した。今後は更に交流実績のある海外トップ大学(独国防ライブルグ大学、仏国ストラスブール大学、英国エディンバラ大学、タイ国カセサート大学、米国ノースカロライナ州立大学等)との提携の拡大を目指しており、同じく昨年10月に国際共同教育研究プログラム推進室を設置し、JDプログラムの実施体制を強化した。



医学研究科のジョイント・ディグリー開始に伴い、昨年10月に海外協定校との更なる国際共同学位プログラム促進を目的としたシンポジウム開催の様子

○海外における教育プログラムの実施
1. 日本法教育研究センター

アジア諸国への法整備支援事業として、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、ラオスで協定校法学部の学生を対象とした日本語による日本法教育を行い、人材育成を行っている。

2. アジアサテライトキャンパス学院

アジア諸国の政府中枢人材等が現職の身分を保有したまま、IT等の遠隔教育及び本学への短期スクーリングにより本学の博士学位を取得できる「アジア諸国の国家中枢人材養成プログラム」を開始した。海外での教育拠点として、ベトナム、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、フィリピンにサテライトキャンパスを開所した。現在、法学研究科、医学系研究科、生命農学研究科、国際開発研究科、環境学研究科の5研究科が博士課程プログラムを提供している。

○海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加
1. 国際学術コンソーシアム(Academic Consortium; AC21)

平成14年6月24日に開催された世界の24主要大学・教育研究機関の代表が参加した名古屋大学国際フォーラムにおいて、世界の教育・研究・産業組織により構成された国際的な学術ネットワーク構築を目的とし、本学が主軸となる国際学術コンソーシアム(AC21)が設立された。その国際フォーラムのメインテマ



であった「21世紀における大学の使命と役割」は、引き続き今日のAC21の活動のテーマとなっている。

昨今の活動としては、6回目となる学生世界フォーラムを昨年4月19日～24日に、フランス国のストラスブールおよびドイツ国のフライブルクにて開催した。フォーラムのメインテーマは、「地方・地域レベルのデモクラシーにおけるヨーロッパの知見」で、AC21のメンバー大学11か国、18大学から38名の学生が参加した。参加学生達は、各分野の専門家からテーマごとに講義を受け、グループディスカッションやグループ発表を行った。国境を越えた協力や共生に対する意識を高められ、有意義な6日間であった、との感想が学生らから寄せられている。

シオンやグループ発表を行った。国境を越えた協力や共生に対する意識を高められ、有意義な6日間であった、との感想が学生らから寄せられている。

2. HeForShe キャンペーンのパイロット事業「IMPACT10×10×10」に選出

本学は、女性の地位向上に男性の協力・参加を呼び掛ける国連ウィメン(Un Women)のHeForShe キャンペーンパイロット事業「IMPACT10×10×10」による世界の政府機関・高等教育機関・企業のそれぞれ10人のリーダー(団体)選出において、これまでの男女共同参画促進の施策、特に女性リーダー育成のための教育プログラムの実践や女性学生・研究者が研究を続けるための支援、学内外における環境整備への取組などが評価され、高等教育機関では日本で唯一本学が選出された。その他、香港大学、英国レスター大学、カナダのウォータールー大学などの学長が選出されている。

○教員における国際化に関する取組

本学の教員採用は国際公募を原則として行っており、国籍は問わない。また、平成35年度までに外国人教員等の比率を全専任教員の32%を目標としており、具体的には①英語による授業数の増加、充実を目指し広い分野で外国人を積極的に採用②理工系の大学院講義が平成32年度を目処に英語化50%を目指して外国人や外国での教育研究経験のある教員の採用、などを進めている。日本語ができない教員への配慮として、競争的資金の公募等各種募集案内は全て日英併記で行い、更には、学内規程や学内通知文書の英文化を促進させるなど、外国人教員・留学生が活動しやすい環境整備を行っている。日本人教員に対しては、「G30 for everyone」という英語による講義を行うためのトレーニング支援をしている。日本語で科目の担当する教員に対し、当該科目の英語講義を担当する英語ネイティブ教員がメンターとなって当該科目の講義手法・英語のブラッシュアップなどの支援を行っている。

給与については、学内規程を整備し、承継教員の一部を年俸制に切り替えるなど年俸制適用教員数の増加に努めている。テニュアトラック制の導入についても、戦略的に教員枠を設け、平成26年度においては理学研究科4名を含む計7名の助教をテニュアトラック教員として新規採用するなどの対応をしている。

○事務体制の国際化に関する取組

事務職員の英語力向上のため、全職員を対象にTOEIC受験の機会を設けている。語学研修として、TOEICに特化した研修、英会話研修、英文Eメール研修を実施するとともに、実践的研修として、本学海外拠点や海外協定校等と連携した短期研修、中期研修や本学が主催する海外行事に参加し、企画力・異文化理解を目的とする海外実務研修、協定校サマープログラムへの参加を実施している。また、英文化を効率的に推進するため、事務通知作成者が日英併記すべく翻訳支援ツールの導入や日英併記文書のデータベース化・公開を実施している。新規採用では、一定水準の英語能力を求め、国際化されたキャンパスを支える事務体制確立の観点から、採用職員の30%をTOEIC600点以上とし、TOEIC800点以上の公募者の特別枠を設定している。

○教育システム・教育内容の国際通用性を高める取組

教育システムとしては、クォーター制をベースとした柔軟な学年暦を導入し、学生が無理なく海外留学を行えるように準備中である。留学積立金制度を新設し、学部生全員の留学を目指すとともに、派遣プログラムをNUOTIとして体系的に取りまとめた。カリキュラムについては、体系化・構造化するとともに協定校との単位互換が円滑にできるようにコースナンバリングシステムを導入し、カリキュラム全体における科目の可視化を目指す。大学院のシラバスの日英併記を進め、英語シラバス作成のためのガイドラインも作成中である。

教育内容としては、世界に通用する国際標準のリベラルアーツ教育・大学院教養教育の充実、学部・大学院科目の大幅な英語化、学生の自主的学習が促進される施策等を各種実施している。

大学名	名古屋大学
② 取組の評価	
<input type="radio"/> 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。 ※事後評価結果を貼付してください。	
該 当 な し	

交流プログラムを実施する相手大学について【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。

(本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)

なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。

また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

相手大学名
(国名)

中国人民大学法学院 (中国)

① 交流実績 (交流の背景)

○ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

本学大学院法学研究科・法学部と中国人民大学法学院との間には四半世紀におよぶ交流の歴史がある。

教育の領域では、1990年代初頭には数名の中国人民大学法学院卒業生が留学生として本研究科・学部在籍しており、洪庚明・范愉の両氏は本学で博士(法学)学位を取得している。洪庚明教授は1999年に学位を取得した後、2001年から上海财经大学法学院に奉職されている。また范愉教授は1995年に学位を取得した後、1996年から中国人民大学法学院に奉職されている。現在、同氏は中国を代表する訴訟外紛争解決(ADR)の研究者で、中国人民大学法学院多元化紛争解決メカニズム研究センター主任、中国法学会比較法研究科副会長、中国法学会法理学研究会理事等の要職を務められる。2008年に中国の国家建設高水平大学公派研究生として宇田川幸則教授の下で半年間指導を受けた朱騰副教授が2014年から中国人民大学に奉職されている。両氏は本研究科卒業留学生代表として、2009年7月18日に開催された法学部60周年記念式典に出席されている。森際康友名誉教授は、2009年から法学院客員教授を担当しており、2014年には松浦好治特任教授も法学院の非常勤講師として日本法に関する講義を担当している。

研究領域での交流では、1992年に中国人民大学法学院で開催されたアジア憲法会議にて鮎京正訓名誉教授が招待講演を行い、その際に、現在の中国憲法学の権威である韓大元院長と知己となり、今日まで交流が続いている。2014年5月、当時本学副学長であった鮎京名誉教授は人民大学において特別招待講演を行っている。また、宇田川幸則教授は、王利明副学長が1995年に初来日された際に通訳を担当したことを契機として、以来今日まで研究上の交流関係を有しており、中国人民大学法学院主宰の国際シンポジウムにて招待報告を行う等、同法学院との研究交流に携わっている。さらに、松浦好治特任教授は、自身が研究代表者をつとめる科学研究費補助金基板研究(S)「漢字文化圏におけるわかりやすい法情報共有環境の構築」(平成23～平成28年)で丁相順教授を中国側の研究協力者として同研究を遂行した。

教育・研究双方にかかわる交流としては、2010年5月に、本研究科から中国人民大学法学院に対して、かつて本研究科が所蔵していた研究資料、計2,199冊を寄贈している。

パイロットプログラムでは、中国側の主管校として参加校の取りまとめを行うとともに、本学との教育・研究面での交流を行った。4年間で22名の長期学生、20名の短期学生を本学に派遣するとともに、15名の長期学生と47名の短期学生を本学から受け入れている。

② 交流に向けた準備状況

○ 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備(大学ごとの役割・実施体制の明確化など)が十分なされているか。

パイロットプログラムの段階から中国側の主管校であり、中国側の参加校との調整・取りまとめを行うとともに、院長・学部長会議やQA協議会においても当該プログラムをリードし続けてきた。本プログラムにおいても、中国側主管校として積極的に参与し続けることを、韓大元院長が表明している。

本プログラム実施のための組織・講義科目等はすでにパイロットプログラムの段階で整備されており、また大学院段階への展開もすでにパイロットプログラムの段階で一部実現されていることから、本プログラム実施に向けた準備は整っているといえる。

2016年3月の院長・学部長会議の場において、すでに当該プログラムを延長して実施するための「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」を締結し、それに基づく2名の学生派遣および4名の学生受入を行っていることを付言する。

交流プログラムを実施する相手大学について【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】 交流プログラムを実施する相手大学に関して、	
①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。 （本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。） なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。 ②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。 また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。	
相手大学名 (国名)	清華大学法学院 (中国)
① 交流実績 (交流の背景) <input type="checkbox"/> 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。	
<p>清華大学法学院は1929年に設立されたが、1952年の中国における大学改革により北京大学法学院に吸収され、いったん消滅した。現在の法学院は1995年に再建されたものである。そのため、大学間協定は1989年に締結されているが、法学部＝法学院間の交流は、清華大学法学院再建の1995年以降である。清華大学法学院には日本を背景に有する専任教員が少なくなく、個人的な関係を有する名古屋大学大学院法学研究科・法学部の構成メンバーも多い。たとえば、中国商法界を代表する王保樹教授（2015年逝去）と浜田道代名誉教授とは共同で、日本および中国で3度にわたる共同シンポジウムを開催している。また、2010年6月、清華大学法学院再建15周年記念シンポジウムに宇田川幸則教授が招聘されている。</p> <p>機関間の交流としては、2008年から清華大学法学院内に日本法教育研究センターの設置に向けた協議を開始しており、それに関連して、2009年12月には申衛星副院長・教授ほか4名の代表団が名古屋大学大学院法学研究科・法学部を訪問している。本プロジェクトのパイロットプロジェクト開始以前にすでに同様の着想と目的で協議が行われており、清華大学法学院からも前向きな回答を得ていた。その上で、2010年5月、鮎京正訓法学研究科長（当時）ほか5名が清華大学法学院を訪問し、パイロットプロジェクトが実施された。</p> <p>パイロットプロジェクトでは、中国側参加大学として、これまでに開催されたすべての院長・学部長会議およびQA協議会に参加し、運営にあたってきた。学生交流の面では、長期の派遣・受入は行っていないが、4年間で8名の短期派遣を行うとともに、中国人民大学法学院とともに47名の短期学生を受け入れている。</p>	
② 交流に向けた準備状況 <input type="checkbox"/> 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備（大学ごとの役割・実施体制の明確化など）が十分なされているか。	
<p>本プログラムでは、パイロットプログラムの段階と同様に、中国側の参加校として本プログラムに参加する。学部在籍者数が極めて少ないため、東アジア法研究・法整備支援の面での協働がパイロットプログラムの段階から期待されていたところ、本プログラムでは大学院学生の交流がさらに拡大されることから、より重要な役割を担うことが期待される。</p> <p>清華大学法学院では、パイロットプログラムの段階から担当の副院長および事務職員が配置され、今後その体制が維持されることが約されている。これまでに開催されたすべての院長・学部長会議およびQA協議会に参加し、運営にあたってきたことから、本プログラム実施にあたってのソフト面・ハード面とも準備は整っているといえる。</p> <p>なお、2016年3月の院長・学部長会議の場において、すでに当該プログラムを延長して実施するための「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」を締結していることを付言する。</p>	

交流プログラムを実施する相手大学について【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。

(本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)

なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。

また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

相手大学名
(国名)

上海交通大学凱原法学院 (中国)

① 交流実績 (交流の背景)

○ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

2006年、名古屋大学上海事務所内(現中国交流センター。以下、上海事務所)に法政国際教育協力研究センター上海分室(以下、上海分室)が設置された。上海事務所が上海交通大学の全面的なサポートを受けている関係から、名古屋大学大学院法学研究科・法学部と上海交通大学法学院の交流も本格化した。上海分室開設記念シンポジウムを2006年に上海分室にて開催している。都市再開発と法をテーマとする同シンポには名古屋大学から鮎京正訓教授、市橋克哉教授、宇田川幸則助教授(当時)が、上海交通大学法学院からは朱芒教授、其木提副教授が、それぞれ出席している。これを機に、2006年から上海交通大学法学院内に日本法教育研究センターの設置に向けた協議を開始し、2007年3月、鄭成良法学院院長(当時)兼副学長が名古屋大学大学院法学研究科・法学部を訪問され、日本法教育研究センターの設置に関する協議を行うとともに、学術講演「論中国当代権利観念」を行われている。本プロジェクトのパイロットプロジェクト開始以前にすでに同様の着想と目的で協議が行われており、上海交通大学凱原法学院からも前向きな回答を得ていた。その上で、また、2007年には其木提副教授が名古屋大学大学院法学研究科・法学部で開催された、PSIにかかるシンポジウムに参加している。さらに、2008年以降毎年、上海交通大学日本語スピーチコンテスト(全学学生を対象)の審査委員長として宇田川幸則教授が招聘されている。2014年6月に上海で開催された上海交通大学凱原法学院とデューク大学の共催による金融法のシンポジウムおよび2015年6月に上海で開催された上海交通大学凱原法学院とシカゴ大学の共催による証券法のシンポジウムに本学の松中学准教授が招聘され、前者では金融庁による不祥事を起こした金融機関に対するガバナンスへの干渉について、後者では日本の証券犯罪の処罰状況とその合理性について、それぞれ報告している。

パイロットプロジェクトでは、中国側参加大学として、これまでに開催されたすべての院長・学部長会議およびQA協議会に参加し、運営にあたってきた。学生交流の面では、4年間で11名の長期学生および9名の短期学生の派遣を行うとともに、本学から10名の長期学生を受け入れている。

② 交流に向けた準備状況

○ 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備(大学ごとの役割・実施体制の明確化など)が十分なされているか。

本プログラムでは、パイロットプログラムの段階と同様に、中国側の参加校として本プログラムに参加する。今日では中国のみならず、アジアでは世界の経済の中心地である上海という地の利を生かし、パイロットプログラムの段階から、長期派遣学生の受入だけでなく、北京に長期派遣されていた学生のインターンシップを行う等、グローバル人材に必要な視野の広さを身につけるための実践的な教育を行う地としての役割を担ってきた。本プログラムでは大学院学生の交流がさらに拡大されることから、より重要な役割を担うことが期待される。

上海交通大学凱原法学院では、パイロットプログラムの段階から担当の副院長および事務職員が配置され、今後もその体制が維持されることが約されている。これまでに開催されたすべての院長・学部長会議およびQA協議会に参加し、運営にあたってきたことから、本プログラム実施にあたってのソフト面・ハード面とも準備は整っているといえる。

なお、2016年3月の院長・学部長会議の場において、すでに当該プログラムを延長して実施するための「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」を締結していることを付言する。

交流プログラムを実施する相手大学について 【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。

(本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)

なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。

また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

相手大学名
(国名)

成均館大学法学専門大学院・社会科学部 (韓国)

① 交流実績 (交流の背景)

○ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

1. 成均館大学法学専門大学院との交流

名古屋大学大学院法学研究科・法学部と成均館大学法学専門大学院との交流は、2008年10月に名古屋大学で開催された学会に参加した成均館大学の2名の教員が、浜田道代法科大学院長(当時)らと交流について話し合ったことから始まった。その後、法情報や韓国法研究などの分野で教員がお互いを訪問するなどの交流が続いた。そして、2012年3月には、両校の間で学術交流協定が結ばれ、さらに緊密な研究と教育の交流を行ってきた。

2. 成均館大学社会科学部との交流

名古屋大学大学院法学研究科・法学部と成均館大学社会科学部との交流は、2000年初頭にさかのぼる。この時期から、名古屋大学の政治系教員と成均館大学の政治外交学科の教員を中心に、日本と韓国が交代で、毎年1回、共同テーマを設定して研究会を開催してきた。このような交流の蓄積に基づいて、2005年に名古屋大学で開催された研究会の際に、学術交流協定が結ばれ、また、学生交流に関する覚書も相互に締結された。学術交流協定という制度的基盤を獲得したことで、教員の交流はもちろん、学生の交流も活発に行われてきた。

3. パイロット・プログラムでの成均館大学法学専門大学院・社会科学部との交流

成均館大学法学専門大学院・社会科学部は、パイロット・プログラムの韓国側の主管校として加わって、名古屋大学と活発な交流を行った。QA協議会や学部長会議には毎回成均館大学の代表が出席し、プログラムの形成や運営において、協力した。学生交流の実績としては、成均館大学から22名の長期学生および30名の短期学生が名古屋大学へ派遣され、名古屋大学から成均館大学には20名の長期学生および30名の短期学生が派遣された。

② 交流に向けた準備状況

○ 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備(大学ごとの役割・実施体制の明確化など)が十分なされているか。

1. 成均館大学法学専門大学院・社会科学部の役割

成均館大学法学専門大学院・社会科学部は、韓国側の主管大学である。学部レベルの必須カリキュラムを設けていることはもちろんのこと、韓国側のプログラム運用全般において中心的な役割を担っている。また、法情報研究における協力校として、これからの本格的な大学院生交流においても、重要な役割を演じることになっている。

2. 実施体制の明確化

成均館大学法学専門大学院・社会科学部は本事業の責任者である研究科長のもと、各々の機関に担当の教員があり、その両期間が協力して運用している事業団の事務室および研究員がある。このような明確な実施体制のもと、韓国側の事業全般を取りまとめている。名古屋大学は、このような明確な実施体制を把握しているし、各々のレベルでの緊密なネットワークに基づいた共同体制も円滑に運営されている。

3. 交流を実施するまでの具体的なスケジュール

成均館大学法学専門大学院・社会科学部はともに平成23年に締結され、平成28年に改正した「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」の参加校なので、すでに交流実施の制度的基盤はできている。また、本プログラムの構想について、すでに了承を得ている。本プログラムが開始すると、本年度に約3回にわたって開催される予定のQA協議会の場で、変更点を中心に一緒に議論を重ねることになる。

交流プログラムを実施する相手大学について 【ページ数については、相手大学ごとに①、②合わせて1ページ以内】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、

①については、交流プログラムの内容や交流期間など、相手大学との交流実績が分かるように記入してください。

(本事業における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません。)

なお、交流実績が無い場合は、交流実績が無くとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

②については、相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。

また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

相手大学名
(国名)

ソウル国立大学法科大学 (韓国)

① 交流実績 (交流の背景)

○ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

名古屋大学大学院法学研究科・法学部と国立ソウル大学法科大学の交流は、1990年代から、名古屋大学の室井力教授と国立ソウル大学の徐元宇教授の間で、行政法を対象とする交流が行われたことから始まった。2005年4月に、両校の間で学術交流協定を締結したことは、主に個人の間で行われた両校の交流を機関レベルのものにする制度的基盤を提供した。それ以降、両校の間には以下のような活発な交流が続いてきた。

1. 法整備支援・アジア法研究：国立ソウル大学法科大学の教員は、名古屋大学が推進してきた法整備支援・アジア法研究に、会議への参加などを通じて協力を行った。また、2012年に国立ソウル大学法科大学にアジア太平洋法研究センターが設置され、2016年4月には、名古屋大学法政国際教育協力研究センターと学術交流協定を結ぶなど、この分野での研究協力には大きな進展が現れている。

2. 法科大学院教育：国立ソウル大学法科大学に2009年に法学専門大学院が設立されてから、法科大学院の教育をめぐる交流も行われた。国立ソウル大学法科大学が、名古屋大学大学院法学研究科・法学部の菅原郁夫教授が代表を務める「法実務技能教育教材研究開発 (PSIM) コンソーシアム」にオブザーバー校として参加し、総会に出席していることはもっともよい例である。

3. 教員の派遣・受入：ソウル国立大学から、CALEへの研究員として、2007年には南孝淳教授 (民法)、2010年には李興在教授 (労働法) が招聘され、これらの教授は名古屋に滞在し、研究活動を行った。

4. パイロット・プログラムでの交流：国立ソウル大学法科大学は、パイロット・プログラムの韓国側の参加校として加わって、名古屋大学と活発な交流を行った。QA協議会や学部長会議には毎回ソウル大学の代表が出席し、プログラムの形成や運営において、協力した。学生交流の実績としては、ソウル大学から長期の学生3名、短期の学生5名が名古屋大学へ派遣されたこと、そして、名古屋大学の韓国への短期プログラムの際に、ソウル大学法科大学を訪問し、大学の紹介や特別講演などで協力を進めてきた。

② 交流に向けた準備状況

○ 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備 (大学ごとの役割・実施体制の明確化など) が十分なされているか。

1. 国立ソウル大学法科大学の役割

国立ソウル大学法科大学は、学部学生交流における主管大学ではないため、学部レベルの必須カリキュラムを設けていない。一方、東アジア法研究や法整備支援におけるもっとも有力な相手校としての大学院生交流における重要な役割が与えられている。とりわけ、アジア太平洋法研究センターを中心とする東アジア法研究は、本プログラムの大学院交流の一つの軸になっているため、さらなる、交流への貢献が期待されている。

2. 実施体制の明確化

国立ソウル大学法科大学は、本事業の責任者である研究科長のもと、国際交流を担当する副研究科長が本業務の実務を担当している。また、国際交流担当の研究員が事務レベルの仕事や学生ケアを行っている。名古屋大学は、このような明確な実施体制を把握しているし、各々のレベルでの緊密なネットワークに基づいた共同の体制も円滑に運営されている。

3. 交流を実施するまでの具体的なスケジュール

国立ソウル大学法科大学は、平成23年に締結され、平成28年に改正した「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」の参加校なので、すでに交流実施の制度的基盤はできている。また、本プログラムの構想について、すでに了承を得ている。本プログラムが開始すると、本年度に約3回にわたって開催される予定のQA協議会の場で、変更点を中心に一緒に議論を重ねることになる。

本事業の実施計画 【①は1ページ以内、②、③は合わせて2ページ以内】

事業全体の「①年度別実施計画」、「②補助期間終了後の事業展開」及び「③補助期間終了後の事業展開に向けた資金計画」について、具体的に分かりやすく記入してください。

① 年度別実施計画**【平成28年度（申請時の準備状況も記載）】**

本プログラムの準備段階として、すでに2016（H28）年3月、中国人民大学、清華大学、上海交通大学、国立ソウル大学、成均館大学の法学部長等を招聘し、「第6回 CAMPUS Asia 法学院長・学部長会議」を行い、パイロット・プログラムの成果を確認するとともに、大学院交流の本格化など本プログラムの内容について、合意している。

初年度は、3回程度のQA協議会を開催し、「①パイロット・プログラムから変化する要素—学部交流の深化、大学院交流の実施、共同学位による制度化—を具体化する」、「②全5年間の事業計画を立てて、内容を共有する」、③「必要に応じて、「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム協定」および「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム規則」の内容を変更するなど、制度的基盤を固める」作業を展開する。また、各大学は、本プログラムで提供する新しい大学院カリキュラムを策定し、講義内容の調整や単位互換の実施に関する情報交換・協議を行う。

各国で自国の政治と法体系と外国語を学習する科目を提供する事前教育を実施するとともに、優秀な学生を選抜し、中国へ5名、韓国へ5名、計10名を派遣し、中国、韓国の大学から、各5名、計10名の学生の受け入れを開始する。学生に対して同プログラムの情報提供を行い、次年度の派遣に向けて優秀な学生のリクルート・選抜を行う。また年度末に学生シンポジウムと法学部長会議を開催する。

【平成29年度】

各国で自国の政治と法体系と外国語を学習する科目を提供する事前教育を実施するとともに、優秀な学生を選抜し、中国へ5名、韓国へ5名、計10名を派遣し、中国、韓国の大学から、各5名、計10名の学生を受け入れる。大学院の新しい科目として、「東アジア法研究ⅠA・B：東アジア比較法」（A・B各二単位）や「東アジア法研究ⅡA・B：東アジア共通法」（A・B各二単位）を開講する。そして、「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム」に基づく成績評価を行い、単位互換を行う。交換学生の帰国後は成果報告会を実施する。8月には、インターナショナル・サマー・セミナーを開催して、短期の交流や他大学からの参加を可能にする。本プログラムに参加して帰国した学生に対して、アカデミックキャリアに関する情報や就職情報の提供をするなど進路指導等のフォローアップを行う。学生向けに同プログラムの広報活動を行い、次年度の派遣に向けて優秀な学生のリクルート・選抜を行う。また、学生シンポジウムと法学部長会議を開催する。

【平成30年度】

引き続き、前年度と同じ事業を行う。本年度の前期までに、大学院交流を対象とするデュアル・ディグリー制度を確立することを目指し、後期からはデュアル・ディグリー制度に基づいた学生交流を可能にする。

【平成31年度】

引き続き、前年度と同じ事業を行う。本年度から本プロジェクト終了後のトライアングルコンソーシアムの継続的な実施に関わる具体的な措置などについて協力大学とともに検討を始める。

【平成32年度】

引き続き、前年度と同じ事業を行う。最終年度である2020（H32）年度は、本プロジェクトの成果を確認するために、国際シンポジウムを開催する。法学部長会議の際には、本プロジェクト終了後のトライアングルコンソーシアムの継続的な展開に関する議論をまとめ、次の段階への移行に繋げる。

② 補助期間終了後の事業展開

パイロット・プログラムが修了する際に、本事業団の全ての協力大学は、もし新しい事業の募集がない場合も、この事業による交流を続けることについて合意をし、平成 28 年度の前期にも、相当な数の学生—たとえば日本からの派遣は、中国 4 名、韓国 2 名、日本への受入は中国 1 名、韓国 4 名—が、交流に参加している。「大学の世界展開力強化事業」の 5 年後の終了後も、大学間を中心とする教育連携を通じた「協働による教育の国際化」を、以下のように進める予定である。

1. 学部生交流

本事業によって形成された交換留学プログラムを維持する。コアカリキュラム—①各国の法・政治に関する入門講義、②社会科学的素養と国際社会への視野を養うための比較法・比較政治に関する講義、③社会科学分野に特化したものを含めた語学科目（各大学で 3 分野×2 科目×2 単位=12 単位）—を開講し、これまでに確立した基準を適用して、修了学生には修了証を発行する。

2. 大学院生交流

本事業によって形成された交換留学プログラムを維持する。「東アジア法研究ⅠA・B：東アジア比較法」（A・B 各二単位）や「東アジア法研究ⅡA・B：東アジア共通法」（A・B 各二単位）を開講する。また、デュアル・ディグリー制度を維持するとともに、大学院教育の国際化のためのさらに進んだ制度構築を図る。

3. 多様な交流の模索

本事業によって形成される日中韓の教育連携は、さらに広い国際共同教育のコアになる可能性を有していると思われる。補助期間終了後には、本事業の成果をいかにしてさらにグローバルに活用できるのかを協力校とともに模索するつもりである。たとえば、名古屋大学・中国人民大学・ソウル国立大学はそれぞれすでに中央アジアや東南アジア地域の法制研究の拠点をもっているため、これらを基盤に広くアジア地域に展開する交流プログラム、さらには、ヨーロッパの地域レベルの交流プログラムとの連携なども念頭において、研究面のみならず教育面でも多様なレベルの交流を模索する予定である。

③ 補助期間終了後の事業展開に向けた資金計画

1. 資金の縮小

大学の中の各事業間の調整などによって、なるべく資金を使わずに、本事業の内容を維持できるようにする。具体的には、G30 で開始した英語による講義を本事業の成果と一体化したり、事前教育の中国・韓国の法と政治の講義を正規の講義にしたりすることで、事業の維持のための資金を減らす予定である。また、学生支援については、平成 28 年度前期に、参加大学の協議によって相互に宿舍の費用を免除するなどの措置を行った実績もあるので、このような対処の方法を活用して学生支援の方途を探ることを考えている。

2. 資金の獲得

事業の継続的な展開に必要な資金は、本補助事業終了時点で募集されている各種国際交流・学生派遣事業に積極的に応募して、外部資金を獲得することを考えている。とりわけ、学生支援に関しては、名古屋大学が集めている基金を原資とする大学本部による財政支援も併せて要請してゆく予定である。

補助期間における各経費の明細【年度ごとに1ページ】					
○ 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。					
					(単位:千円)
補助金申請ができる経費は、当該事業の遂行に必要な経費であり、本プログラムの目的である大学の世界展開力強化のための用途に限定されます。(平成28年度大学の世界展開力強化事業公募要領参照。)					記載例:教材印刷費 ○○○千円 ○○部×@○○○円 :謝金 ○○○千円 ○○人×@○○○円
<平成28年度>	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	【物品費】	2,280	0	2,280	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	②消耗品費	2,280	0	2,280	
	・ 貸出用ノートPC @80,000×20台	1,600		1,600	
	・ Ipad @45,000×10台	450		450	
	・ 教育用消耗品	230		230	
	【人件費・謝金】	6,380	0	6,380	
	①人件費	6,380	0	6,380	
	・ 留学生担当講師	3,150		3,150	9~3月
	1人×@450,000円×7月			0	
	・ 学生・留学生支援スタッフ	2,450		2,450	9~3月
	1人×@350,000円×7月			0	
	・ 非常勤講師給与(英語、中国語、韓国語)	780		780	10~1月
	英語1人×@12,000円×39回			0	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×13回			0	
	・			0	
	②謝金	0	0	0	
	・			0	
	【旅費】	7,130	0	7,130	
	・ 法学院長・学部長会議	1,610		1,610	2月名古屋
	北京7人×@140,000円、ソウル7人×@90,000円			0	
	・ QA協議会(北京10月、1月、ソウル12月、2月)	2,760		2,760	
	北京6人×2×@140,000円、ソウル6人×2×@90,000円			0	
	・ 連絡会議(北京10月、1月、ソウル1月、3月)	2,760		2,760	
	北京6人×2×@140,000円、ソウル6人×2×@90,000円			0	
	【その他】	4,210	1,200	5,410	
	①外注費	0	0	0	
	②印刷製本費	150	0	150	
	・ 法学院長・学部長会議・学生シンポ報告書	150		150	
	@1,000円×150部			0	
	・			0	
	③会議費	150	0	150	2月
	・ 国際シンポジウムレセプション	150		150	
	60人×@2,500円			0	
	④通信運搬費	120	0	120	
	・ 郵便料 @10,000円×12月	120		120	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	3,790	1,200	4,990	
	・ 派遣学生航空券(出国)	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 受入学生宿舍借上げ	0	1,200	1,200	
	10人×@10,000円×12月			0	
	・ 派遣学生事前研修航空券	1,530		1,530	
	中国9人×@110,000円、韓国9人×@60,000円			0	
	・ 派遣学生事前研修宿舍借上げ	360		360	
	18人×@20,000円×1月			0	
	・ 学生シンポ航空券	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 学生シンポ宿舍借上げ	140		140	
	中国5人、韓国5人×@7,000円×2泊			0	
	・ 短期受入学生宿舍借上げ	360		360	
	18人×@20,000円×1月			0	
平成28年度	合計	20,000	1,200	21,200	

(大学名:名古屋大学)

(タイプ:A-①)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成29年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	[物品費]	380	0	380	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	②消耗品費	380	0	380	
	・ 教育用消耗品	380		380	
	[人件費・謝金]	10,380	0	10,380	
	①人件費	10,380	0	10,380	
	・ 留学生担当講師	5,400		5,400	4～3月
	1人×@450,000円×12月			0	
	・ 学生・留学生支援スタッフ	4,200		4,200	4～3月
	1人×@350,000円×12月			0	
	・ 非常勤講師給与(英語、中国語、韓国語)	780		780	10～1月
	英語1人×@12,000円×39回			0	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×13回			0	
	②謝金	0	0	0	
	・			0	
	[旅費]	4,180	0	4,180	
	・ 法学院院长・学部長会議	1,610		1,610	2月名古屋
	北京7人×@140,000円、ソウル7人×@90,000円			0	
	・ QA協議会(北京7月、ソウル12月)	690		690	
	北京3人×@140,000円、ソウル3人×@90,000円			0	
	・ 学生ケア及び打合せ	920		920	
	北京4人×@140,000円、ソウル4人×@90,000円			0	
	・ 連絡会議(北京、ソウル)	690		690	
	北京3人×@140,000円、ソウル3人×@90,000円			0	
	・ 国内打合せ	270		270	
	東京 3人×@30,000円×3回			0	
	[その他]	5,060	1,200	6,260	
	①外注費	0	0	0	
	②印刷製本費	300	0	300	
	・ 法学院院长・学部長会議・学生シンポ報告書	150		150	
	@1,000円×150部			0	
	・ インターナショナルサマーセミナー報告書	150		150	
	@1,000円×150部			0	
	③会議費	150	0	150	
	・ 国際シンポジウムレセプション	150		150	2月
	60人×@2,500円			0	
	④通信運搬費	120	0	120	
	・ 郵便料 @10,000円×12月	120		120	
	・			0	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	4,490	1,200	5,690	
	・ 派遣学生航空券(出国)	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 派遣学生航空券(帰国)	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 受入学生宿舍借上げ	0	1,200	1,200	
	10人×@10,000円×12月			0	
	・ 派遣学生事前研修航空券	1,530		1,530	
	中国9人×@110,000円、韓国9人×@60,000円			0	
	・ 派遣学生事前研修宿舍借上げ	360		360	
	18人×@20,000円×1月			0	
	・ 学生シンポ航空券	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 学生シンポ宿舍借上げ	140		140	
	中国5人、韓国5人×@7,000円×2泊			0	
	・ 短期受入学生宿舍借上げ	360		360	
	18人×@20,000円×1月			0	
平成29年度	合計	20,000	1,200	21,200	

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成30年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	[物品費]	315	0	315	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	②消耗品費	315	0	315	
	・ 教育用消耗品	315		315	
	・			0	
	[人件費・謝金]	10,380	0	10,380	
	①人件費	10,380	0	10,380	
	・ 留学生担当講師	5,400		5,400	4～3月
	1人×@450,000円×12月			0	
	・ 学生・留学生支援スタッフ	4,200		4,200	4～3月
	1人×@350,000円×12月			0	
	・ 非常勤講師給与(英語、中国語、韓国語)	780		780	10～1月
	英語1人×@12,000円×39回			0	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×13回			0	
	②謝金	0	0	0	
	・			0	
	[旅費]	2,660	0	2,660	
	・ 法学院長・学部長会議	450		450	2月ソウル
	ソウル5人×@90,000円			0	
	・ QA協議会(北京7月、名古屋12月)	560		560	
	北京4人×@140,000円			0	
	・ 学生ケア及び打合せ	690		690	
	北京3人×@140,000円、ソウル3人×@90,000円			0	
	・ 連絡会議(北京、ソウル)	690		690	
	北京3人×@140,000円、ソウル3人×@90,000円			0	
	・ 国内打合せ	270		270	
	東京 3人×@30,000円×3回			0	
	[その他]	4,645	1,200	5,845	
	①外注費	0	0	0	
	②印刷製本費	300	0	300	
	・ 法学院長・学部長会議・学生シンポ報告書	150		150	
	@1,000円×150部			0	
	・ インターナショナルサマーセミナー報告書	150		150	
	@1,000円×150部			0	
	③会議費	75	0	75	12月
	・ QA会議の昼食代	75		75	
	30人×@2,500円			0	
	④通信運搬費	120	0	120	
	・ 郵便料 @10,000円×12月	120		120	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	4,150	1,200	5,350	
	・ 派遣学生航空券(出国)	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 派遣学生航空券(帰国)	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 受入学生宿舍借上げ	0	1,200	1,200	
	10人×@10,000円×12月			0	
	・ 派遣学生事前研修航空券	1,530		1,530	
	中国9人×@110,000円、韓国9人×@60,000円			0	
	・ 派遣学生事前研修宿舍借上げ	360		360	
	18人×@20,000円×1月			0	
	・ 学生シンポ航空券	500		500	2月ソウル
	ソウル 10人×@50,000円			0	
	・ 学生シンポ宿舍借上げ	0		0	
	・ 短期受入学生宿舍借上げ	360		360	
	18人×@20,000円×1月			0	
平成30年度	合計	18,000	1,200	19,200	

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成31年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	[物品費]	425	0	425	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	②消耗品費	425	0	425	
	・ 教育用消耗品	325		325	
	・ 図書	100		100	
	[人件費・謝金]	8,460	0	8,460	
	①人件費	8,460	0	8,460	
	・ 留学生支援スタッフ	4,200		4,200	4～3月
	1人×@350,000円×12月			0	
	・ 学生・留学生支援スタッフ	3,480		3,480	4～3月
	1人×@290,000円×12月			0	
	・ 非常勤講師給与(英語、中国語、韓国語)	780		780	10～1月
	英語1人×@12,000円×39回			0	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×13回			0	
	②謝金	0	0	0	
	・			0	
	[旅費]	2,260	0	2,260	
	・ 法学院長・学部長会議	700		700	2月北京
	北京5人×@140,000円			0	
	・ QA協議会(ソウル7月、北京12月)	690		690	
	北京3人×@140,000円、ソウル3人×@90,000円			0	
	・ 学生ケア及び打合せ	690		690	
	北京3人×@140,000円、ソウル3人×@90,000円			0	
	・ 国内打合せ	180		180	
	東京 3人×@30,000円×2			0	
	・			0	
	[その他]	5,055	1,200	6,255	
	①外注費	0	0	0	
	②印刷製本費	610	0	610	
	・ 法学院長・学部長会議・学生シンポ報告書	150		150	
	@1,000円×150部			0	
	・ インターナショナルサマーセミナー報告書	150		150	
	@1,000円×150部			0	
	・ 会議資料	310		310	
	③会議費	75	0	75	
	・ QA会議の昼食代	75		75	7月
	30人×@2,500円			0	
	④通信運搬費	120	0	120	
	・ 郵便料 @10,000円×12月	120		120	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	4,250	1,200	5,450	
	・ 派遣学生航空券(出国)	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 派遣学生航空券(帰国)	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 受入学生宿舍借上げ	0	1,200	1,200	
	10人×@12,000円×12月			0	
	・ 派遣学生事前研修航空券	1,530		1,530	
	中国9人×@90,000円、韓国9人×@50,000円			0	
	・ 派遣学生事前研修宿舍借上げ	360		360	
	18人×@20,000円×1月			0	
	・ 学生シンポ航空券	600		600	
	中国 10人×@60,000円			0	
	・ 短期受入学生宿舍借上げ	360		360	
	18人×@20,000円×1月			0	
	平成31年度	合計	16,200	1,200	17,400

(大学名:名古屋大学)

(タイプ:A-①)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成32年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
	[物品費]	158	0	158	
	①設備備品費	0	0	0	
	・			0	
	②消耗品費	158	0	158	
	・ 教育用消耗品	158		158	
	・			0	
	[人件費・謝金]	8,280	0	8,280	
	①人件費	8,280	0	8,280	
	・ 留学生支援スタッフ	4,200		4,200	4～3月
	1人×@350,000円×12月			0	
	・ 学生・留学生支援スタッフ	3,480		3,480	4～3月
	1人×@290,000円×12月			0	
	・ 非常勤講師給与(英語、中国語、韓国語)	600		600	10～1月
	英語1人×@12,000円×30回			0	
	中国語1、韓国語1 2人×@12,000円×10回			0	
	②謝金	0	0	0	
	・			0	
	[旅費]	2,390	0	2,390	
	・ 法学院長・学部長会議	1,610		1,610	2月名古屋
	北京7人×@140,000円、ソウル7人×@90,000円			0	
	・ QA協議会(北京7月、ソウル12月)	690		690	
	北京3人×@140,000円、ソウル3人×@90,000円			0	
	・ 学生ケア及び打合せ			0	TV会議にて
	・			0	
	・ 国内打合せ	90		90	
	東京 3人×@30,000円			0	
	[その他]	3,752	1,200	4,952	
	①外注費	0	0	0	
	②印刷製本費	150	0	150	
	・ 法学院長・学部長会議・学生シンポ報告書	150		150	
	@1,000円×150部			0	
	・			0	
	③会議費	150	0	150	
	・ 国際シンポジウムレセプション	150		150	2月
	60人×@2,500円			0	
	・			0	
	④通信運搬費	120	0	120	
	・ 郵便料 @10,000円×12月	120		120	
	・			0	
	⑤光熱水料	0	0	0	
	・			0	
	⑥その他(諸経費)	3,332	1,200	4,532	
	・ 派遣学生航空券(出国)	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 派遣学生航空券(帰国)	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 受入学生宿舍借上げ	0	1,200	1,200	
	10人×@10,000円×12月			0	
	・ 派遣学生事前研修航空券	700		700	
	中国5人×@90,000円、韓国5人×@50,000円			0	
	・ 派遣学生事前研修宿舍借上げ	200		200	
	10人×@20,000円×1月			0	
	・ 学生シンポ航空券	560		560	
	中国4人×@90,000円、韓国4人×@50,000円			0	
	・ 学生シンポ宿舍借上げ	112		112	
	中国4人、韓国4人×@7,000円×2泊			0	
	・ 短期受入学生宿舍借上げ	360		360	
	18人×@20,000円×1月			0	
平成32年度	合計	14,580	1,200	15,780	

交流プログラムを実施する相手大学の概要【相手大学数に応じたページ数(枠内に記入)】

大 学 名 称	中国人民大学 Renmin University of China		国 名	中華人民共和国		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1937年			
設 置 者 (学 長 等)	劉 偉 (LIU, Wei)、学長					
学 部 等 の 構 成	法学院、文学院、歴史学院、哲学院、理学院(化学学部、物理学部)、環境学院、商学院、经济学院、財政金融学院、国際関係学院、公共管理学院、社会と人口学院、新聞学院、芸術学院、外国語学院、対外言語文化学院、環境学院、情報学院、情報資源管理学院、統計学院、農業と農村発展学院、労働人事学院、マルクス主義学院、国学院、国際学院、知的財産権学院、继续教育学院、成人高等教育学院、ネットワーク教育学院、育成訓練学院、スポーツ部、清史研究所、深セン研究院、蘇州研究院、数学科学研究院、統計とデータベース研究院、中国経済改革と発展研究院					
学 生 数	総 数	23,683人	学部生数	11,257人	大学院生数	12,426人
受け入れている留学生数	1,500人	日本からの留学生数	41人			
海外への派遣学生数	2,251人	日本への派遣学生数	N/A			
Webサイト(URL)	http://www.ruc.edu.cn					

大 学 名 称	清華大学 Tsinghua University		国 名	中華人民共和国		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1911年			
設 置 者 (学 長 等)	邱 勇 (QIU, Yong)、学長					
学 部 等 の 構 成	建築学院、土木水利学院、環境学院、機械工程学院、航天航空学院、情報科学技術学院、材料学院、理学院、生命科学学院、医学院、薬学院、経済管理学院、公共管理学院、マルクス主義学院、人文学院、社会科学学院、法学院、メディア学院、金融学院、美術学院、電気工程と応用電子技術部、工程物理部、化学工部、体育部、芸術教育センター、教育研究院、继续教育学院、深セン研究院、数学科学センター、燃焼エネルギーセンター、応用数学研究センター、交叉情報研究院、高等研究院、医学センター、核能と新エネルギー技術研究院					
学 生 数	総 数	36,305人	学部生数	14,608人	大学院生数	21,697人
受け入れている留学生数	3,000人	日本からの留学生数	130人			
海外への派遣学生数	N/A	日本への派遣学生数	N/A			
Webサイト(URL)	http://www.tsinghua.edu.cn/					

交流プログラムを実施する相手大学の概要【相手大学数に応じたページ数(枠内に記入)】

大 学 名 称	上海交通大学 Shanghai Jiao Tong University		国名	中華人民共和国		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1896年			
設 置 者 (学 長 等)	張 傑 (ZHANG, Jie)、学長					
学 部 等 の 構 成	凱原法学院、経済と管理学院、外国語学院、人文学院、国際と公共業務学院、マルクス主義学院、体育部、メディアと設計学院、上海高級金融学院、農業と生物学院、薬学院、医学院、生命科学技術学院、船舶海洋と建築工程学院、機械と動力工程学院、電子情報と電気工程学院、環境科学と工程学院、材料科学と工程学院、生物医学工程学院、数学科学学院、化学化工学院、致遠学院、物理と天文部、航空航天大学、国際教育学院、高等教育研究院、人文技術研究院、科学史と科学文化研究院、中国病院発展研究院、エネルギー研究院、中米物流研究院、新農村発展研究院、中国金融研究院、生物医学研究院、先進産業技術研究院、自然科学研究院、医学研究院、海洋研究院、自動車工程研究院、航空エンジン研究院、出版メディア研究院、Med-X研究院、Bio-Xセンター、航空技術研究院					
学 生 数	総 数	35,991人	学部生数	15,971人	大学院生数	20,020人
受け入れている留学生数	1,869人	日本からの留学生数	368人			
海外への派遣学生数	1,257人	日本への派遣学生数	472人			
Webサイト(URL)	http://www.sjtu.edu.cn					

大 学 名 称	成均館大学 Sungkyunkwan University		国名	韓国		
設 置 形 態	私立	設 置 年	1946			
設 置 者 (学 長 等)	金昌淑					
学 部 等 の 構 成	学部大学、儒学大学、文科大学、法科大学、社会科学大学、経済大学、経営大学、師範大学、芸術大学、自然科学大学、情報通信工科大学、ソフトウェア大学、工科大学、薬学大学、生命工学大学、スポーツ科学大学部、医科大学、成均融合院(以上、単科大学)、一般大学院人文社会系列(法学科、政治外交学科など)、一般大学院芸能・体育系列(美術学科など)、一般大学院自然科学系列(物理学科など)、一般大学院工学系列(電子電気コンピューター学科など)、一般大学院医学系列(医学科、融合医科学科)、一般大学院学科間協同過程、一般大学院成均融合院、専門大学院(法学専門大学院、医学専門大学院など)、特殊大学院(儒学大学院、翻訳・TESOL大学院など)					
学 生 数	総 数	26,659人	学部生数	19,224人	大学院生数	7,435人
受け入れている留学生数	2,593人	日本からの留学生数	41人			
海外への派遣学生数	292人	日本への派遣学生数	12人			
Webサイト(URL)	http://www.skku.edu					

交流プログラムを実施する相手大学の概要【相手大学数に応じたページ数(枠内に記入)】

大 学 名 称	ソウル国立大学 Seoul National University		国 名	韓国
設 置 形 態	国立	設 置 年	1895(1946)	
設 置 者 (学 長 等)	SUNG Nak-in			
学 部 等 の 構 成	(大学)人文大学、社会科学大学、自然科学大学、看護大学、経営大学、工科大学、農業生命科学大学、美術大学、師範大学、生活科学大学、獣医科大学、薬学大学、音楽大学、医科大学、自由専攻学部、(専門大学院)保健大学院、行政大学院、環境大学院、国際大学院、歯医学大学院、経営専門大学院、法学専門大学院、融合科学技術大学院、国際農業技術大学院、工学専門大学院			
学 生 数	総 数	28,490人	学部生数	16,511人
			大学院生数	11,979人
受け入れている留学生数	352人	日本からの留学生数	18人	
海外への派遣学生数	398人	日本への派遣学生数	13人	
Webサイト(URL)	www.snu.ac.kr			

大 学 名 称		国 名	
設 置 形 態		設 置 年	
設 置 者 (学 長 等)			
学 部 等 の 構 成			
学 生 数	総 数	学部生数	大学院生数
受け入れている留学生数		日本からの留学生数	
海外への派遣学生数		日本への派遣学生数	
Webサイト(URL)			

(大学名:名古屋大学

(タイプ:A-①)

参考データ【国内の大学1校につき、①～③は枠内に記入、④及び⑤はそれぞれ2ページ以内】
 ※人数等の算定に当たっては、原則として「学校基本調査」による定義に基づいて記入してください。

大学名	名古屋大学
-----	-------

①大学全体における出身国別の留学生の受入総数(平成27年5月1日現在)
 及び各出身国(地域)別の平成27年度の留学生受入人数

※ここでの「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に限ります。
 ※平成27年度の留学生受入人数は、平成27年4月1日～平成28年3月31日の出身国(地域)別受入人数を記入してください。
 ※ここでの「全学生数」とは、日本人学生及び外国人留学生を含めた大学全体の平成27年5月1日現在の在籍者数を記入してください。

順位	出身国(地域)	受入総数	平成27年度 受入人数
1	中国	713	900
2	韓国	156	181
3	インドネシア	71	92
4	ベトナム	59	94
5	マレーシア	50	60
6	台湾	45	54
7	カンボジア	44	61
8	タイ	31	52
9	ウズベキスタン	30	37
10	モンゴル	30	45
その他 (上記10カ国以外)	(主な国名) アメリカ、バングラデシュ、ブラジル、フィリピン	384	561
留学生の受入人数の合計		1613	2137
全学生数		16439	
留学生比率		9.8%	

②平成27年度中に留学した日本人学生数及び派遣先大学合計校数

※教育又は研究等を目的として、平成27年度中(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に海外の大学等(海外に所在する日本の大学等の分校は除く。)に留学した日本人学生について記入してください。
 なお、平成27年3月31日以前から継続して留学している者は含みません。

順位	派遣先大学の所在国 (地域)	派遣先大学名	平成27年度 派遣人数
1	ドイツ	フライブルク大学	56
2	カンボジア	カンボジア王立農業大学	50
3	タイ	カセサート大学	46
4	アメリカ合衆国	ノースカロライナ州立大学	45
5	オーストラリア	モナシュ大学	41
6	タイ	マヒドン大学	25
7	タイ	チュラロンコン大学	24
8	フィリピン	フィリピン大学ロスバニョス校	22
9	韓国	延世大学校	20
10	インドネシア	ガジャマダ大学	17
その他 (上記10校以外)	(主な国名) 中国	(主な大学名) 同済大学	339
計 31 カ国		計 125 校	
派遣先大学合計校数			135
派遣人数の合計			685

大学等名	名古屋大学						
③大学全体における外国人教員数(兼務者を含む)(平成27年5月1日現在)							
※「全教員数」には大学に在籍する日本人教員も含めた全教員数を記入してください。							
※「うち専任教員(本務者)数」には教授、准教授、講師、助教、助手の専任の外国人教員の数をそれぞれ記入してください。(いずれにも当てはまらない場合には、「助手」に含めてください。)							
全教員数	外国人教員数						外国人教員の比率
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
2323	21	51	17	42	0	131	5.6%
うち専任教員 (本務者)数	10	17	4	13	0	44	

(※)上記とは別に外国籍の研究員35名, 学校基本調査にて回答した外国人教員(兼務者)が80名在籍。

外国人教員(兼務者)80名の内訳は下記の通り

招へい教員21名, 特任准教授1名, 非常勤講師55名, 非常勤講師(客員)2名, 非常勤講師(附属学校)1名

大学等名 名古屋大学

④「様式6①取組の実績」で記入した実績を示すデータや資料等を取りまとめ、出典を付して記入又は貼付してください。【2ページ以内】

○英語による授業実施

英語のみで学位取得
(右上)国際プログラム
群(G30)一覧

(左下・右下)留学英語
対策講座
※参考
本学海外留学室ウェブ
サイト
<http://ieec.iee.nagoya-u.ac.jp/ja/abroad/>

●学部 グローバル30 国際プログラム(International Programs)	
プログラム	学部(学科)
自動車工学プログラム	工学部(機械系) 工学部(電気電子・情報工学系)
生物系プログラム	理学部(生命理学科) 農学部(応用生命科学科)
化学系プログラム	理学部(化学科) 工学部(化学・生物工学科)
物理系プログラム	理学部(物理学科) 工学部(理工工学科)
国際社会科学プログラム	法学部(法律・政治学科) 経済学部(経済学科、経営学科)
「アジアの中の日本文化」プログラム	文学部(人文学科)
●大学院 グローバル30 国際プログラム(International Programs) 博士課程前期課程	
プログラム	研究科
自動車工学プログラム	工学研究科
物理数理系プログラム	理学研究科 多元数理科学研究科
化学系プログラム	理学研究科 工学研究科
生物系プログラム	理学研究科 生命農学研究科 医学系研究科
経済・ビジネス国際プログラム	経済学研究科
比較言語文化プログラム	国際言語文化研究科
「アジアの中の日本文化」プログラム	文学研究科
土木系プログラム	工学研究科
グローバル30 国際プログラム(International Programs) 博士課程後期課程	
プログラム	学部(学科)
物理数理系プログラム	理学研究科 多元数理科学研究科
化学系プログラム	理学研究科 工学研究科
生物系プログラム	理学研究科 生命農学研究科 医学系研究科
医学系プログラム	医学系研究科
土木系プログラム	工学研究科

名古屋大学、愛知教育大学、三重大学、岐阜大学連携講座

留学対策英語 週末講座

留学に興味のある学生を対象に、英語講座を実施します。
留学対策は留学準備の最初の一手!
交換留学先や海外への赴任には、TOEFL・iBT80またはIELTS6.0以上の英語運用能力が必要で、
注意! 講座前後で必ず指定の英語試験を受験することが参加条件です。(※IELTSは試験会場までTOEFL)
※詳細情報が英語以外の大学については、海外留学室までお問い合わせください。

入門クラス	応用クラス TOEFL・iBT80
5/28 - 7/16 毎週土曜日 13:30-15:00 or 15:15-16:45	7/16 (土) 9:30-12:40 8/6 (土) 9:30-12:40
対 象 TOEFL 初級またはTOEFL 中級以上の成績がある学生 ※ 全回参加できる方優先 ※ 定員を超過する場合は優先考	対 象 既にTOEFL iBTスコア55-79を所持し、 TOEFL iBT 80以上を目標とする学生
受講料 10,000円(テキスト代) + 教材費 テキスト受講料 TOEFL 2部分 (約4,000円×2) ※ アカデミックディスカッション対策中心! ※ IELTSスピーキング対策も有り!	受講料 10,000円(教材費) + 教材費 テキスト受講料 TOEFL 2部分 (約2,300×2) ※ TOEFL対策のエキスパート講師が指導! ※ 2016年10月、2017年1月、6月の交換留学応募に 向けに準備中またはスコアが伸び悩んでいる方に最適 ※ 事前スコア取得でなしでも、 講座後にスコアアップができれば、申込時の受験は認めません。

受講方法
 締切 | 名古屋大学学生交流課 入門クラス **2016年5月6日(金)**
 応用クラス **2016年6月24日(金)**
 申込 | 名古屋大学学生交流課 (国際教育研究課) 宛
 ☎ exchange@adm.nagoya-u.ac.jp ※7時以降は専任スタッフが不在となります。
 ☎ 052-789-2193
 ☎ 052-789-2193
 ☎ 052-789-2193

留学準備 IELTS 講座・夏

平成28年度または29年度に交換留学などへの申込みを考えている学生を対象に準備講座を実施します。IELTS6.0以上の取得を目指すとともに、留学の目的やキャリア構築などについても深めていきます。

講座説明会: 4/27 (水) 13:00-13:30 国際棟107
 5/11 (水) 12:15-12:45 国際棟107

講座のポイント

- IELTS対策のエキスパート講師が指導 (Speakingの個別指導)
- 留学先の授業で役立つ Study Skills を伝授
- 指定校の調べ方など交換留学へ出願するための準備方法を指導
- 学習方法や留学計画についてのグループディスカッションを実施

日程	2016年6月6日-6月24日 9:00-17:00 (日曜特設)
場所	国際教育交流センター207
定員	40名 (名古屋大学、岐阜大学、三重大学、愛知教育大学、岐阜大学の学生を対象) ※ 申込者数超過の場合は抽選による。抽選結果は、留学準備講座中・名古屋大学に連絡いたします。
費用	受講料10,000円 教材費 3,000円程度 IELTS受験料25,300円×3回
受講条件	① 講座前にIELTSを受験し、 対3回分のスコアを必ず提出す ること。IELTS受験料: 799,900 10回 ② 受講後に出席し、帰国後中心の 9:00-17:00は留学力向上に努 めること ③ 交換留学の出願に向けて、異 議に際し取り扱うこと
申込方法	Web登録および書類を提出します (郵送可) ① Web登録完了メール ② 願書等 (※4-欄3サイズ) ③ IELTSスコアレポート (受験済の方のみ) Web登録: https://www.acs.com/32/week_sum/nao/entries/add/32 申し込み締切 (Web登録および書類提出) 2016年5月20日(金)17:00 ※ IELTSの申込方法も受講料・教材費の領収書は、受講料 金と一緒に提出します。 ※ IELTSの試験会場でも申し込みます。7月、9月、10月の試験 が難しい場合は、申し込みを必ずお断りください。
申込先	名古屋大学国際教育交流センター 国際教育課 ☎ 052-789-4594 ✉ abo06@iee.nagoya-u.ac.jp

日程

Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday
8時 対3回分のスコア提出	8時 IELTS 講座	8時 IELTS 講座	8時 休息	8時 IELTS 講座
9時 お楽しみ会	9時 お楽しみ会	9時 IELTS 講座	9時 IELTS 講座	9時 IELTS 講座
8時 Study Skills 留学準備講座	8時 Study Skills 留学準備講座	8時 留学準備 交換留学説明会 質疑応答		

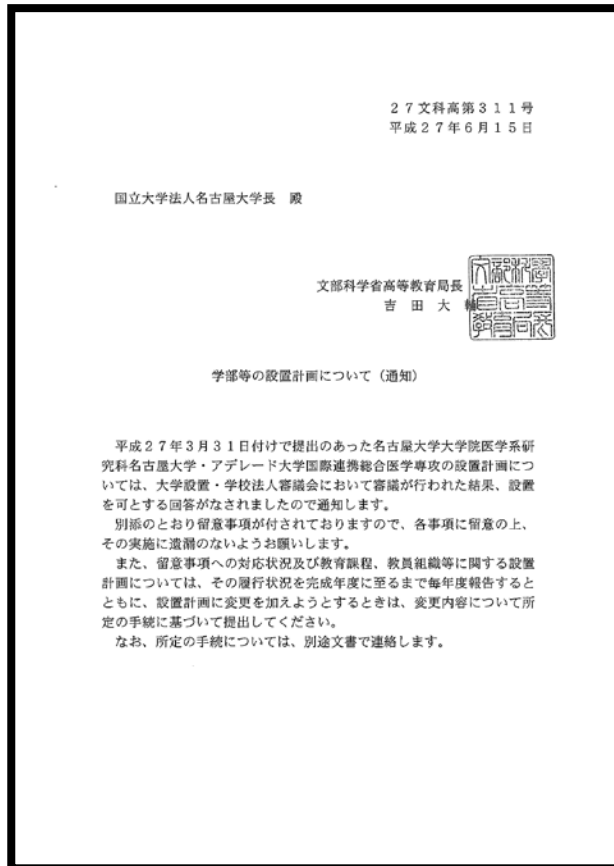
大学等名	名古屋大学
------	-------

④「様式6①取組の実績」で記入した実績を示すデータや資料等を取りまとめ、出典を付して記入又は貼付してください。【2ページ以内】

○海外トップ大学とのジョイント・ディグリー実施の促進

(右上)オーストラリア国アデレード大学と国際共同学位プログラム設置認可通知

○海外における教育プログラムの実施
(下)アジアサテライトキャンパス学院



アジア諸国の国家中枢人材養成プログラム

—海外サテライトキャンパス設置を通じて、世界と競う大学を形成—

○名古屋大学では、これまでアジア地域において、法政国際教育協力センター（CALE）の法整備に係る人材育成のプログラムや、医学部のヤングリーダーズプログラム等を提供し、修士の学位を取得させることにより、各国の副大臣、大臣秘書官、局長クラスなどアジア諸国の政府等機関の幹部候補者の育成に貢献。

○彼らの中にはさらに博士の学位取得を希望する者が少なくないにも関わらず、①途上国の行政官等を対象とした博士の学位取得のための我が国のプログラムがほとんど無いこと、②各国の政府幹部等は長期に職場を離れられないこと、等からその機会は極めて少ない。

○当該状況を踏まえ、名古屋大学ではこれまでのアジア地域における他に類のない実績と経験を活かし、各国政府幹部等に対して、長期に職場を離れることなく博士の学位取得を可能とする「名古屋大学アジアサテライトキャンパス」と本邦キャンパスとの連携によるハイブリッド型プログラムを構築。

名古屋大学
アジアサテライトキャンパス

名古屋大学

- 法学 法制度設計
- 医学 医療行政
- 生命農学 農林水産行政
- 国際開発 経済・社会開発
- 環境学 環境政策

- 法政国際教育協力センター（CALE）等本学の海外拠点を活用
- 本学固有の研究指導体制の確立
 - ・コアとなる研究指導教員等の派遣
 - ・現地大学等の教員を本学の特任教員等として採用
 - ・TV会議システム、スカイプ、Eメール等ICTを活用した遠隔指導
 - ・名古屋大学での短期スクーリング（数か月程度）
- 短期スクーリング期間中の奨学金等経済的支援

名古屋大学
アジアサテライトキャンパス

本プログラム実施により、

- 上位学位（博士）取得を可能にし、我が国の途上国の人材育成のデメリットを克服
- 各国の中枢機関に在職する人材の各分野での指導能力、分析能力等を向上
- 各国の法整備状況、医療等の状況の論文（英文）等による海外への発信
- 各国の行政現場への成果等の反映

↓

各国の中枢を担う優秀な人材を育成し、
以って、我が国の国力を増大し、日本のプレゼンスを向上

授賞式

入学式

サテライトキャンパスでの授業風景

大学名	名古屋大学
⑤他の公的資金との重複状況【2ページ以内】	
<p>※当該申請大学等において、今回申請している内容以外に、文部科学省が行っている大学改革推進等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、研究拠点形成費等補助金等又は独立行政法人日本学術振興会が行っている国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組がある場合、また、現在申請を予定している取組(大学教育再生加速プログラム等)がある場合は、それらの事業名称及び取組内容について、1事業につき3～4行程度を目安に記入してください。その中で、今回の申請内容と類似しているものがある場合には、その相違点についても言及してください。</p> <p>また、独立行政法人日本学生支援機構平成28年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)に採択されたプログラムがある場合には、本事業の申請内容との関連について必ず明記してください。</p>	
<p>本申請では、全学を挙げて研究力の強化、教育内容やカリキュラムの改革、キャンパスの国際化、ガバナンス改革等を総合的に進める具体策を提案している。その際、主として以下の補助事業と一体的に進める。</p>	
<p>1. 国際化拠点整備事業費補助金(大学の世界展開力強化事業)</p> <p>国際的に活躍できる人材育成と大学教育の世界展開力の強化を目指し、質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入について、ASEAN諸国の大学間交流を推進している。</p> <p>【名称】・ASEAN地域発展のための次世代国際協カリーダー養成プログラム</p> <p>発展のための国際協力人材に特化したプログラムであったことに対して、本事業では「グローバル・ソフトインフラ基礎人材」という専門能力に加えて国境を越えた協働を実現できるような分野横断型の教育を目指していることが特徴である。</p> <p>本事業では、日本学生支援機構平成28年度海外留学支援制度を受けている。</p>	
<p>2. 国立大学改革強化推進事業</p> <p>アジアを中心とする世界を舞台に、困難な課題に立ち向かう指導者層の育成を目指し、近隣大学と協働して、海外教育研究拠点を活用し、体験教育を核とした教育プログラムを開発、実施する。</p> <p>【名称】・アジアを中心とする国際人材育成と大学連携による国際化の加速度的推進</p>	
<p>3. 研究拠点形成費等補助金(博士課程教育リーディングプログラム)</p> <p>優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援し、最高学府に相応しい大学院の形成を推進する。</p> <p>【名称】・グリーン自然科学国際教育研究プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム ・PhDプロフェッショナル登龍門 ・フロンティア宇宙開拓リーダー養成プログラム ・実世界データ循環学リーダー人材養成プログラム ・「ウェルビーイング inアジア」実現のための女性リーダー育成プログラム 	
<p>4. 研究大学強化促進事業</p> <p>大学等における研究体制・研究環境の全学的・継続的な改善や、研究マネジメント改革などによる国際競争力の向上のため、世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強し、大学による、研究マネジメント人材群の確保や集中的な研究環境改革等の研究力強化の取組みである。</p>	
<p>5. 国立大学法人運営費交付金(特別経費)</p> <p>「日本法教育研究センター」で体系的な留学生教育を提供し、日本人の若手法律家にインターン等の学修機会を提供し、オールジャパンによる体制移行国の法律家養成支援ネットワークを構築する。</p> <p>また、「名古屋大学アジアキャンパス」を設置し、アジア諸国の政府幹部をはじめとする若手有望人材に対して名古屋大学の学位(博士)を授与し、国家中枢人材を育成するプログラムを創設する。</p> <p>【名称】・アジア法整備支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア諸国の国家中枢人材育成プログラム 	
<p>6. 日本学生支援機構による平成28年度海外留学支援制度を受けている既存プログラムの相手校： ハノイ貿易大学、カンボジア王立農業大学</p>	